

参議院農林水産委員会會議録第十三号

昭和三十七年三月六日(火曜日)

午前十時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 梶原 茂喜君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君
東 隆君

委員 青田源太郎君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
大森 創造君
北村 暢君
清澤 俊英君
天田 勝正君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
農林省農林 坂村 吉正君
経済局長
事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員
農林省農地局 丹羽雅次郎君
管理部長

本日の会議に付した案件

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梶原茂喜君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(閣法第三号、予備審査)を議題といたします。

本案につきましては提案理由の説明及び補足説明等はすでに聴取いたしておきます。

それではこれより本案の質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○北村暢君 私はまず補足説明にもあつたのですが、開拓宮農振興審議会の答申案が示されておるようでございますが、この答申案を受けた政府の態度について質問をいたしたいと思います。

この答申案は相当開拓の根本的な問題と既入植者の現状における振興対策と二つから分かれておるようでございますが、まずこの開拓の今後のあり方の問題について答申案は相当基本的な答申をしておるようでございます。それで内容的には畜産の拡張に伴います飼料の消費の増大による国内資源の開拓という点からいって、今後の農用地の開拓ということは非常に大切である。

それからもう一つは、農業の構造改善の根幹である生産基盤の拡大、こういうことについての開拓の使命というものは非常に大事である。それからまた、開拓の農業構造改善というものは、なかなか既存農家の構造改善ということは非常にむずかしいけれども、開拓の場合に構造改善というものがやりやすい。したがって、今後の日

本の農業の構造改善の先達となること、先達としての任務になうという点からいって、開拓というものの今後の意義といえます。あり方というものの重要性というものを主張せられておるようでございますが、これについて、私ももうこういう考え方については、非常に賛成なものでありますけれども、一体、この答申にまつての精神について農林当局としてはどういう検討がなされ、また、この趣旨を了とせられるのか、また、それについてこの今後の開拓の計画というふうなものについて、どの程度の作業が進められておるのか、まず、その点についてお伺いしたいと思います。

○説明員(丹羽雅次郎君) 開拓審議会に對しまして、農林省として二つの角度から諮問をいたしたわけでございまして、第一点は、今後の開拓はいかにあるべきか、第二点は、現在入つておられます開拓農家の振興対策はどうあるべきかという角度からお諮りをしたわけでございまして、第一の点につきましては、ただいま北村委員からお話のとおり、今後の開拓の意義というものがつきましては、食糧事情は著しく緩和したが、国内資源の開発はゆるがせにできない。それから、構造改善の根幹として、生産基盤の拡大にあつて、開拓の持つ使命は重大である。開拓は構造改善事業の先達としての任務をになうものである。したがって、現在政府が考えておりますところのいわゆるパイロット方式によりまして、今後の日

開拓も一つの考え方ではあるが、もう少し積極的なものを考えたかどうか、こういう御趣旨の答申と私どもは了解をいたしておるわけでございます。ただ、この答申にもございまして、在来の開拓は、御承知のとおり農地を国が取得いたしましてその上に建設工事を行ない人を入れるという形におきまして開拓を考へておりましたが、この調査会におきまして、そういう方式につきまして、開拓を取り進めていく上につきましては、お手もとにございまして開拓の答申書の三ページの中ほどにございまして、「開拓地の取得については、買取価格の問題とも関連して種困難な問題がある。」「これについては今後とも引続き検討することとした。」「こういう答申に相なつておるわけでございまして、したがって、農林省といたしましては、この趣旨を体しなしてなお大いに検討はいたす所存でございますが、とりあえず三十七年の問題といたしましては、三十六年度から着手いたしましたところの開拓パイロット方式、つまり相対地元の農家が構造改善に役立つよう未墾地を利用していく、そしてその利用の仕方といたしましては、果樹、畜産というようにな成長農産物を対象といたします。ような開拓計画に對して、国が総合的な助成を行なうという内容を持ちますところの開拓パイロット事業を大幅に充実して参る、こういう態度で進んでおるわけでございます。

○北村暢君 そのやる方式については、そうでしょうけれども、お伺いしたいのは、第一点の今後の農業を考えた場合の飼料面の生産というふうなことからいって農用地の開発が重要だと、こう言っておるのですが、これについては、根本的に、今農地の潰廃というものが相当進んでおるわけですね。年間相当のつぶれ地というものが出てくるのでありますけれども、所得倍増計画等を見ましても、この現在の約六百万町歩の農用地というものは十年後においても六百万町歩程度で、今後の農用地の造成というものはつぶれ地を補う程度ではないか、こういうふうにご感ずるのですが、私も、そうじゃない、もつと農用地として今後大いに開発できる余地というものはあるのだ、またやるべきだ、こういうふうな主張を持っておるわけですが、したがって、お伺いしたいのは、そういう今後の開拓の形としてパイロットをやつていくのも何もないんですが、その根本の方針としての農用地開発のための計画というものが、今後相当思い切つた農用地の拡大という方向にいくのか、つぶれ地を補う程度のものでいくのか、このことの基本的な考え方、これをお伺いしておるわけなんです。したがって、これは相当今後の農業の開拓の方向について非常に重要な問題だろうと思つていただきたいと思います。当面のことはわかるのですが、当面のことはわかるのですが、一体どの程度の基本的な計画に基づいて当面の開拓というものが

進められているか、あるいは調査というものがされているか、これがちよつとわかりませんので、根本的な開拓に対する、答申にもあります今後の農用地の拡大というものはそういう方向までいかなければならないんじゃないかという感じがしているんですが、その点についての根本的な考え方、これをお伺いしたいと思います。

○説明員(丹羽雅次郎君) 所得倍増計画につきましては、御指摘のとおりこの十年間に約二十一万歩の潰瘍が田畑についてあるであろう。したがって、三十五年度におきます耕地面積六百十四万歩を自力造成も含めまして六百二十一万歩というふうに見込みまして、御指摘のとおりおむね潰瘍をカバーする程度に見込まれておりますことは、御指摘のとおりでございます。それで今回の答申にもございまして、あるいは今後の基本法に基づきます需給見通しその他等の関連におきまして、この草地、草を植えまして畜産の基盤を造成いたしますところの草地をどのように今後造成して参るか。先ほどの所得倍増計画におきましては、三十万歩歩弱の草地の造成しか見込まれておりませんところが、各方面の御批判等もございましたわけでございまして、農林省といたしましては現在畜産局と農地局と一緒になりまして、草地改良可能地調査というものを、三十五年、三十六年度の両年にわたって実施をいたしておるわけでございまして、この成果を待ちまして、草地としての造成をどのように今後考えて参るかというこの態度をきめたいという段階でございます。

○北村暢君 どうもはつきりしないん

ですが、草地造成のこの問題については、この答申案についても農林省の行政機構の責任分野が必ずしも明確でない、こういうことが指摘されてまして、この草地造成ということが今後の開拓の上において非常に重要だと思ひますけれども、そういうことがネックになって、農地局のほうの所管なのか、畜産局のほうの所管なのか。今度の畜産局関係の予算の中に、草地の問題は相当予算的にも取り上げられていることは事実でございますけれども、これを開拓の観点から一体どの程度に考えられておるか。今答弁のありましたように、所得増計画からいえば、つぶれ地を補う程度のものであるということと、その域を脱しないというふうな理解できるのかどうか。その点がどうもはつきりしないのであります。私どもは畑地には百万歩、さらに草地造成並びに放牧採草地を入れれば二百万歩歩開拓可能である。こういうことによつて自給飼料という問題等の関係からいっても、相当今後、輸入に仰いでいる飼料というものを、選択的拡大の方向に即応するために、開拓というものは当然やるべきだ、こういうふうな考えをしておりますけれども、池田総理等の答弁からいくと、従来の既存農家ですらなかなか農業所得というものが上がらない。そういうような状態の中で、より条件の悪い高冷地等における開拓というものは、なかなか簡単にはいかない。したがって、この農地造成というふうな点については、今後、やはり根本的に考え直して、つぶれ地程度の農地造成は、干拓なり、あるいは開拓をやっていくけれども、積極的な開拓というふうなことはやらないん

だというふうな答弁がなされているわけですが、したがって、私どもの考え方と、だいたいその点について開きがあるのです。今度の答申案に基づきまして、そういう積極的な草地造成なり、さらに構造改善という面からいっても、開拓の意義というのはいささかだ、こう言っておるのではありませんか。私どもも、そういうふうな理解をします。そういう点からいって、この農用地の造成という問題について、所得倍増計画の、つぶれ地を補う程度、こういう方針でどうしてもいけるのかどうか。これを踏み切つて、もつと積極的な開拓ということを考えられるのか、どうなのか。これをもう少し明確に答弁していただきたい。

○説明員(丹羽雅次郎君) 開拓の持ちます使命に、先ほど来いろいろ御指摘のございました構造改善に役立つ面、農家の経営の拡大、近代化に役立つ面、この面としての開拓につきましては、私どもはパイロット事業として手をつけてありますところの既農家もよりの未墾地を利用する、それを開発して、利用して、既存の経営を拡大して参る、こういう角度において、利用し得る限り、近くの未墾地を利用する、こういう方式におきます事業を推進して参りたい。これが構造改善との関係におきます開拓のあり方であらうかと、かように理解いたしておるわけでございます。

もう一つ、開拓につきましては、国民経済的な立場から、まだ日本の畜産の飼料基盤その他が弱い。そういう角度から、未利用地を資源的な角度から利用いたしまして、飼料基盤を強化して参る、こういう立場で開拓を考えるべ

きであるという観点からの意味づけ、価値づけも、答申のほうには出ておるわけでございます。その問題につきましては、先ほど申しましたとおり、所得倍増計画でも、草地の見方は少な過ぎるのではないかと、もう少し考え直してみたらどうかという御批判等もございまして、資源として、国内で、草地として利用し得るものをもつと草地として利用する立場に立ちまして、その可能性のある地域を調べようというところにつきましては三十五、三十六から調査に入つておるわけでございます。

○北村暢君 今のパイロット方式で、既存農家の周辺で、構造改善のために

役立たしていく、これはその指摘のとおり、それはそれでいいのですけれども、この答申にもありますように、それだけでは不十分なので、思い切つたやり方、国の積極的な開拓というものをやるべきだ、こういうことが答申に出てくるのです。だから今その点について私は質問しているものであります。政府が今後、相当条件の悪いところで、高冷地で、思い切つた機械化をされた、今後の構造を近代化された農業というものを、開拓によつて生み出していくという思い切つた国の施策で、奥地の集団開墾というものをやるべきじゃないか、こういう答申が出てくるわけですが、ですから、その点について、所得倍増計画の草地造成等の問題も、御答弁ありましたけれども、そればかりでなしに、今日、飼料としての麦は、相当輸入せざるを得ない。そのほか、とうもろこしその他も相当輸入しているわけですから、飼料が不足していることは間違いない。したがって、草地ばかりでなしに、濃厚飼料としての今後の自給度を高めていくという点からいっても、今日の麦作などというふうなもの、全然飼料作物としての作付体系にはなつておらぬ、そういうような意味において、今後の大型機械による飼料を作っていくという点からいけば、この答申にあるような、思い切つた政府の奥地開拓というものが必要じゃないか、こういうふうな受け取れるのですけれども、そういう点について、私どもは少なくとも百万歩歩ぐらいあるのじゃないか、こういうふうな推定されている。これは農地白書からも、一応かつて検討されている面です。ですから、そういう点に

二

ついで、そういう思い切った開墾といふものを、今後やる意思があるのかないのかというのを聞いています。あつて、どうもそこをばやかししてやるようなのですが、今後検討するならばいいのですがね。結論が出てないなら出てないでもいいのですが、それがばやかされるというところ、おわかりだろうかと思うのですが、なかなか答弁技術がうまくて、そのところをはぐらかすんですよ。そのところをはぐらかさないで、答弁してほしいと言っているのです。

○説明員(丹羽雅次郎君) 実は、今後の開拓のあり方につきまして、開拓審議会で非常な御議論がございました。その御議論のうちで一つの最も強い、強いといえますが、積極的な御議論は、未墾地を大々的に国の手で開発する、人をどんどん入れて、そこを開発したいというのではないかと。今御指摘のとおり、穀物でも百パーセント自給しているわけではないじゃないかと。ことに飼料等考えれば、どんな人を入れて、どんな開発したいというのではないかと。そういう御意見と、それからやはり農業人口がだんだん減っていく。そうして国民経済的にもあるいは生産性の角度等から考えまして、非常に、あまりに未利用地にそういうことをやることは、少し無理ではないかという御意見と実は二つございまして、で、この答申におきましては、最終的に処理されましたもののこの答申に対する理解といたしましては、必ずしも未利用地に対して、大々的に開発して、大々的にこれを入れるという御趣旨とは実はこれを読んでおられないわけござ

います。答申に対します私どもの理解といたしましては、地元の申請によってだけ政府が発動していくというところは、あまりにも受身であり過ぎる。したがって草地高度利用の見地から、草地造成の角度から国が積極的に活動をして、地元計画を示して、こういうようにやってみたらどうかというような立場から、国が開発を必要と認めた未利用地については、国みずから基礎調査、開発計画の概要の提示等を行なつて、地元の考えに資したらどうか。さらにそれが地元が大いにやろうという段階におきましては、道路というやうな幹線の工事は国がみずからやたらどうか、こういうやうな実は御趣旨と私どもは理解いたしておるわけでございます。したがって、先ほど来申し上げております問題といたしましては、草地、もちろん飼料作物もございまして、そういうものは適地を調査いたしまして、そういう角度に立つて計画を立て指示する、指示するといひますか、提示する、こういう立場でこの国内資源の開発なり飼料基盤の確立などを考えて参りたい。そのためには現在のところ、過去におきま

す、新しい情勢下におきまして、飼料基盤を造成するという立場からはやや不十分な点がございまして、調査を再度繰り返しまして、その結果に申の線に沿つてその利用を進めたい、今それが何百町か何十町かどこにあるのかという点につきまして、目下調査中の段階でございまして、適地につきまして調査中の段階でございいます。そういう趣旨で申し上げてお

るつもりでございいます。
○櫻井志郎君 簡単に二、三点お尋ねいたしますが、北村委員の質問と若干関連する点もあるんですが、私は前に、伊東農地局長時代に一、二度質問したことがあるのですけれども、畜産局でいわゆる草地行政、あるいは牧野改良という仕事をやっておる、そういうやり方を踏襲することは一体いかに、もしそのことが正しいとすれば、少し極論になるかも知れぬけれども、食糧庁で米の増産をやると同じことと同じことになつてくるんじゃないか、畜産局が草地造成というやうなことをやるよりも、いかにして自給飼料の供給度を高めるかというだけで必要は満たされるのであつて、その基盤を作るといふやうな仕事は農地局で一元的にやつたほうがいいんじゃないか、こういうことを伺ひ申し上げたことがある。私はそういう思想にも立つて、今の畜産局の草地造成のやり方では、非常に実態に合わない点もあるから、まず草地造成は公共事業にしたほうがいいという

ことを与党で強く押して、三十七年度予算から基盤整備という中に、大規模草地造成等を含む体系を一応作つた。そのときの農地局長の答弁は、草地はいわゆる草地であつて農地ではない、こういう見解に立つておる答弁があつたのですが、私はそういう考え方自体が間違つておるんじゃないか。今後の日本はいわゆる自給飼料をできるだけ生産性の高いものにしていくという考え方をとるならば、当然肥培管理ということがあるはずだ、その肥培管理があるという実態をとつていくならば、それは農地じゃないか、その農地の造成、農地の上に草を作るか、あるいは

青刈の穀物、飼料を作るか、どういふことが最も有利であるかという見解に立つて、少なくとも生産性を高めるという意味で肥培管理をやる。草地に對しても肥培管理をやるという考え方がある、それが正しいのか、農地なら農地局で開拓行政の中で一元的にやつたほうがいいんじゃないか、こういう見解を何度か述べたことがあるのですが、きょうは、ほんとうは畜産局長と農地局長に質問したのたのですけれども管理部長としてどういふお考えをお持ちになれるか、農地局としてあるいはそうした問題について、畜産局と十分協議せられたか、せられたとすれば、現在の時点でのどういふ意見がそれぞれ出ておるか、その点について御答弁願ひます。

○説明員(丹羽雅次郎君) 泥に作物を植へまして、肥培管理を繰り返して参りますと、それは農地になるという意味におきましては、私もそのように理解をいたしておるわけでありまして。ただ問題は、畜産局等といういろいろ打ち合せをいたし、私もが一番目的に合うように考えたいと思つております問題は、これは農地だから農地局だといふやうな立場では、あまり考えられません。ことがはたして適當であるかどうかという疑問を実は持つておるわけでありまして、と申しますと、酪農にいたしまして、肉にいたしまして、新しい形の非常に進んだ農業でございまして、その生産品がうまく有利にさばけるといふことの配慮なしに、言葉をかえまして、社会経済的な条件の十分な吟味なしに草を植へ、飼料作物を植えて家畜を入れるといふことは、過去の開

拓史におきましても失敗の例もございまして、酪農なら酪農がそれぞれうまく循環いたしていくのかどうか、生産されたものと消費との関係はどうなるかといふやうな角度と総合されて草が植へられ、草地なり飼料畑が造成される必要がある、こういう立場でございまして、特に畜産局との話し合いにおきまして、一番大きな観点の相違は、そういう経済条件というほうに重点を置くか、物を作るという角度に重点を置くかといふ問題であつたわけでございます。したがって、三十六年度からは、畜産局が計画を立てるものは、農地局に技術的な立場から協議をしてもらう。それから農地局等で、いわゆる開拓等、そういう問題の活動に手をつけるやうな場合には、畜産局と十分協議をいたしまして、社会的な条件の問題、あるいは主産地形成の畜産局におきましますいろいろな考え方との調整の問題、それらの問題は両局の協議によつて、片一方は技術的な立場から、土木技術の面がだんだん大規模の草地改良になりますとウエイトが上がつて参りますので、そういう角度から協議をして参ろうといふことを三十七年度におきましては、櫻井先生からお話のとおり、畜産局が在来の高度集約牧野、五町、十町をやつておるうちには、あまり問題ございせんが、大規模のものをやつて参りたいという実情がだんだんふえて参りましたので、大規模なものでございまして、公共事業としてこれを扱つたが、公共事業として扱います関係上、その事業の技術的な審査その他は当然、農地事務局で目を通さないと

かえつてちぐはぐになるといふ言葉で、予算の流し方の問題あるいは審査の問題等を両者の密着をより確保するために、できずならば三十七年度からは農地事務局に草地改良をつかさどる課を作りまして、両者の流れ、意図が一本にそまると、こういう立場からこの問題を逐次本来の目的に一番沿うような形に実行がされるようにという角度で考えておられます。予算の流し方、事務局におきます草地改良をつかさどる課の設置という形を通じて、今の御指摘の点についての調整をはかつていきたい、かように考えておる次第であります。

○櫻井志郎君 今の部長のお話で私は、相当の努力と若干の進歩は認めますが。しかし、草地造成という言葉を使ったにしても、やはり一元的な開拓という見方で見ると、今後の畜産基礎を造成していくためのほんとうのあり方じゃないか。これは開拓じゃないんだと、従来やっていたのが開拓なんだ、こういう考え方がやはり底流をなしておるようには思ふんですが、その点はいかがですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 私どもも反省いたしておりますし、答申等でも非常に強く言われておりますことは、やはり今後の開拓は成長農産物、特に草地を中心として進めるべきであるという考え方がだんだん強くなつておりますので、在来の開拓、在来の開拓とは何か、非常に問題があるわけでございまして、少なくとも、ともかく土地を耕して人に就労の機会を与えるという角度からの開拓であり得ないわけでございます。どうしても草地、必ずしも草地というのを草に限定いた

しませんで、飼料作物を含めました飼料基礎の造成という角度に開拓のほうも歩み寄らなければならぬ、かように考えておる次第でございます。したがって、私どもも櫻井先生の御指摘のような立場で考えておるつもりでございます。

○櫻井志郎君 この問題について、また畜産局長、農地局長にも伺いたいと思ひますので、一応この程度にいたしておきます。

ところで、いわゆる開拓三法の改正案をわれわれが審議したときに、衆議院のほうにおかれても、それから当委員会においても、それぞれ附帯決議をつけて可決したはずで、参議院の附帯決議は、政府は開拓官農振興審議会にばかり、すみやかに開拓の基本方策の確立をはかることとし、さしあつては開拓官農振興策の刷新強化に努め、特に開拓者の負債の実情を明確にし、これが整理に関する抜本的な措置を考究すべきである、こういう附帯決議をつけておるのでありますが、この附帯決議に対して、政府においてはどのようなふうな努力を尽くされるか、また、どういう努力を尽くされたか。それについて若干お答え願ひたいと思ひます。

○説明員(丹羽雅次郎君) 三十六年の三月二十四日に開拓融資保証法の一部改正に際しまして、今櫻井先生の御指摘のとおり御決議をいただいたわけでございまして、開拓三法に基づきまして、開拓者の金融制度に全面的検討を加え、これが根本的な改善をはかるという立場におきまして、目下三十五、三十六、ここの本年の三月末を目途にいたしまして、政府資金につきまし

てはこれを個別化する。在来組合の転貸してございしたものを個別化したしまして、個別化にあたりまして、金の貸せるか、貸せないかを個々に判断をいたしまして、あらためて個人別に条件を設定したしているわけでございします。で、三十五年度におきましては、千二百八十六組合を選びまして、三万七千二百三十五戸を対象にいたしまして、あらためてその能力との関係で据置期間等を設定をし直しているわけでございます。三十六年度は目下執行中でございまして、三十五年度を通じて最終的な見直しは持ち得ませんが、三十五年度の実績から判断をいたしますと、対象になりました負債額が約五百五十億でございますが、その中で四十億程度のものが五年据置十五年償還という形の借金に組みかえられたわけでございします。五年据置十五年というの、支払い能力が一番弱いグループでございます。それから支払い能力がまだあるグループにつきましては、据え置きなし十五年の償還というといふものが三千五百万円でございます。これは非常に少ない。失礼いたしました。これは最初五百億と言ひましたが、対象になりました提示額は五十億でございます。そのうち確認済みが四十八億でございます。そうして確認済みの中で条件緩和の対象になりましたものが四十億八千万でございます。また、そのうち四十億が五年据置十五年償還に組みかえられたわけでございします。で条件緩和の対象にならなかつたものは、約七億でございます。一六〇程度でございます。それでこれと並行いたしました、公庫、中金等においても各金融機関としての債務の確認

を並行してやっておりますわけでございします。ただし答申におきましては、これはこれで相当の対策を講じた結果になつておると思ひますが、さらにこの答申の中におきましては、開拓者をさらに卒業生と、一その振興をはかる者と、それ以外の方々とに分けて考える立場を答申はとしておりますので、これを実行する過程におきましては、必要がありと認めれば、条件緩和の措置で不十分なものにつきましては、もう少し検討してみたらどうかと、こういう御趣旨の答申が出ておるわけでございします。

○櫻井志郎君 開拓官農振興臨時措置法の施行令の第六條、「利子補給に要する経費の補助の期間」という項目で、「法第三條第一項の規定により政府が都道府県に対して同項の利子補給に要する経費の一部を補助する期間は、同項の官農改善資金の貸付後五年間とする。」という施行令の第六條の規定があるのですが、ちょっと私実はこれはいつからいつまでになつておるかはつきりしないので、この点ひとつお答えいただきたいと思います。

○説明員(丹羽雅次郎君) 開拓官農振興臨時措置法の三條の規定によります資金と申しますのは、法律にもございしますように、官農改善資金といわれるものでございします。この官農改善資金といわれますものは、本来は開拓者に對しまして天災融資法で貸した金、天災融資法というものは、御承知のとおり、五年以内、実際は三年で運用されておると思ひますが、非常に短期の災害対策資金でございますので、開拓者にとっては、これではなかなか災害の借金が、災害が重なつております場合には非常に無理があるという

ことで、二十七年、二十八年等の大災害等を契機といたしまして、この法律ができました三十二年にこれを官農改善資金というものは借りかえるということにし、法律では十年以内で借りかえることのできる措置をきめたわけでございします。政令では利子補給の期間を五年というふうに定められておるわけでございします。そこで、この法律に基づきまして借りかえを行つた一番早い組合は、三十二年の六月にできました法律でございまして、三十三年の三月末に借りかえた組合がごくわずかでございします。一番早いわけでございします。これが五年目を終ります時期は、三十八年の三月末に一番早い組合がその時期におつかるわけでございします。いつ切れるかという意味での御質問でございしますれば、したがひまして、三十八年の三月末に現行法、政令に基づく利子補給は切れると、こういうことでございします。

○委員(堀原茂君) ちょっと速記をとめて。

○委員(堀原茂君) ちょっと速記をとめて。

○委員(堀原茂君) 速記を始めて。天田勝正君 いずれ本審査になつて、大臣が政府委員が多数出た際にまた大方針についてはお伺ひすることにいたしまして、きょうのところは、事務的なこまかい点を御質問しておきたいと思ひます。まず、お伺ひしたいのは、私の調べではなかなか開拓者は自立経営が不可能な状態になつておるわけですが、問題の根本は適地を開拓地として指定するかしらぬか、ここにまずさかのぼらなければならぬと思ひます。そこで既住及び将来もそうですが、ちゃんと農林省においてはこ

こと、二十七年、二十八年等の大災害等を契機といたしまして、この法律ができました三十二年にこれを官農改善資金というものは借りかえるということにし、法律では十年以内で借りかえることのできる措置をきめたわけでございします。政令では利子補給の期間を五年というふうに定められておるわけでございします。そこで、この法律に基づきまして借りかえを行つた一番早い組合は、三十二年の六月にできました法律でございまして、三十三年の三月末に借りかえた組合がごくわずかでございします。一番早いわけでございします。これが五年目を終ります時期は、三十八年の三月末に一番早い組合がその時期におつかるわけでございします。いつ切れるかという意味での御質問でございしますれば、したがひまして、三十八年の三月末に現行法、政令に基づく利子補給は切れると、こういうことでございします。

こと、二十七年、二十八年等の大災害等を契機といたしまして、この法律ができました三十二年にこれを官農改善資金というものは借りかえるということにし、法律では十年以内で借りかえることのできる措置をきめたわけでございします。政令では利子補給の期間を五年というふうに定められておるわけでございします。そこで、この法律に基づきまして借りかえを行つた一番早い組合は、三十二年の六月にできました法律でございまして、三十三年の三月末に借りかえた組合がごくわずかでございします。一番早いわけでございします。これが五年目を終ります時期は、三十八年の三月末に一番早い組合がその時期におつかるわけでございします。いつ切れるかという意味での御質問でございしますれば、したがひまして、三十八年の三月末に現行法、政令に基づく利子補給は切れると、こういうことでございします。

れが開拓地であるといつて指定する場合には、将来富農が完全になし得るといふ土質調査から始めてこの環境整備、たとえば水路であるとか、道路であるとか、そういうところまでちゃんと調査をしたものを指定するのである、どうなんですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 開拓の制度は、戦後非常に時期を迫りまして変わっておりまして、終戦後から昭和二十四年ごろまでの間は、いわゆる緊急入植という事態がございまして、もちろん利用できる土地を探すと、都市戦災者の収容という角度で、ともかく手に入る土地を探すと、角度が違ったわけでございます。それで、御承知のとおり、そういう形でやられますと、営農に向かないことになりまして、昭和二十四年に開拓地適地調査基準というものを作りました、二十四年からはその調査をします、その調査におきましては、傾斜度とか、気温とか、土壌とか、用水という角度からこれを調査をいたしまして、砂礫の度合いというようものを調査いたしまして、適地を選んで入れる。で、現行農地法ができました際には、それを法律上の基準、政令上の基準によってこれを取るを行なう次第でございます。

○天田勝正君 つまり、その土質調査だけからすれば、根拠原野のごときはそういう土地ではないでしょうが、これに最近の技術を加えたならば、けっこうこれが利用できる。あるいは交通を整備すれば、そういう土地であっても営農が可能である、こういうようなことにならぬのです。そこで、私が質問しておるのは、戦後早々におい

てはまず説明のとおりいささか調査不十分で入れたらうけれども、その後においては十分調査済みなんだからして、政府の施策のよろしきを得るならば、ちゃんと自立できると、こういう確信のもとに入れていいのか。また将来は、むしろそういう万全の調査の基礎の上に増反なり、あるいは入植なり、そうさせるのか。端的にお答え願いたい。どうです。

○説明員(丹羽雅次郎君) 昭和二十四年以来、今申しましたように、自然条件の調査ということにつきまして、相当進んだと私も存するわけでありまして。なお静かに反省してみますと、先ほどの酪農との関係でも申し上げましたように、社会経済的な調査というものの吟味が十分であったかどうかという点について、一つの反省があるわけでございます。物は作って売らねばならないわけでございますから、作ったものが売れるという角度は、社会的な経済的な条件、これを一つ取り入れてやらなければならぬ。これら、これらの点において、昭和二十四年以降におきましても、欠けるところがなかったかどうかという点につきましては、率直に申して静かに反省すべき点であろうかと存じておるわけでございます。で、現在におきましては、ことに私もパイロットという角度におきましてこれから先進めております考え方におきましては、ともかく関係する人が、自分たちが何を作ろう、それから何を売ろうと、そういう御計画が地元の意味として出て参るという部分につきましては、地元の意味として出て参る以上、相当そこにおのずから社会的経済的な条件についても、地

元自身での御判断も働くであろう。と同時に、私もそういう角度から土壌、土質という自然条件のみならず、その点について十分念を入れて審査をいたしまして、自然条件からだけでなく、社会、経済条件から振とか、所期の営農の振興が達成できないような事態に陥らないように十分注意をしたい、かように思つて現在仕事を進めておるわけでございます。

○天田勝正君 不十分な点があつて、反省すべき点も今考えればある。それならそれで私は答弁としては十分だと思ふ。私はこの際、政務次官がおられるから、警告を申し上げておくんですが、なかなかわれわれの先人というものは、経験に基づいて賢い措置をとっているものでありまして、たとえば私の埼玉あたりをもし関西の人が歩けば、いまだ平地林がたぐさあって、幾らでも開墾できるじゃないかと、簡単にこう言うのです。ところがほとんどそれらというのは、明治初年のあの富国強兵、殖産振興という旗じるしのもとにみんな手をつけているのです。だから今でも埼玉の風致林に行きますと、ときどき茶の木なんか見出す、その当時茶畑にしました。これがだめななつて、今度は戦争になって、それになつて、今度は飛行場が埼玉ぐらいいでできた土地はありません。飛行場ができた結果はどうなるかというところ、その付近が早稲になる。これだけ平地がだだっ広くなりまして、ところどころに平地林のごときものがないと、そご自体よりその周辺が早稲になつてしまふ、既存の農地が。そういうことで、かつて私も五十年間中仙道筋

でも、深谷あたりというのは水害がなかった土地だ。ところが、その平地林を全部切り払ったために、戦後しばらく高崎線が流されて不通になつたりしたことがあります。そうして大規模な排水を、おそろくそばんにも何にも合わないようなことをやつて、ようやく今日救つておる。こういうことでありますから、さっきのような質問を私はしたくなるのです。単なる土質調査だけでは足りない、むしろ周辺の草木ということでもプラス・マイナスというふうなこともあるので、さらにまた僻地に入れたために、先般来南米移民のうちでもいふん問題になっておりますけれども、今これは始まったことではない。調査不十分で入れたために、結局満州の棄民のごときものになつてしまふ。こういう例も内地だつて現に起こつておるんだ、将来もはやばやしておると起こる。こういうことでありますから、この点は注意を喚起いたしておきます。

次にお聞きしたいのは、開拓者の耕地利用ですが、これを調べてみますと、まず豆類、麦類、イモ類、これを合わせて四一割であります。これはいづれも先の暗い作物、そこで単位面積当たりの収益の上がる果樹であるとか、蔬菜であるとか、そういうものを見ますと、果樹においては三割、蔬菜においては六割という始末なんです。これだからなかなかうだつがあがらないというところが、私ははつきりすると思ふのです。収益のあるほうはごく少なくて、収益の上がらないものをよくい作っている。これは一つには、やはり僻遠の地にどうしても開拓地が設定

される、そこにあると思ふ。しかし、便利な所には開拓地はないのでありますから、事態はやむを得ない。事態はやむを得ない。ですから、開拓地に対する環境整備と交通の便、つまり生産品の流通が円滑にいくように、農林省はどういう措置をとっておられるか、ここが問題だと思ひます。この点については、どのようなことを今まで講じられたのか。まあ講じなければ、今後どう対処されるのか、いかがですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 御指摘のとおり、開拓行政が戦後の困窮から、ごく最近まで、四国を中心にしたしまして、どちらかといひますと働き場所を作るといふ形で行なわれました関係上、資料等におきましても、既入植者の作付の面積の割合におきましては、水・陸稲、麦、雑穀、豆、イモ等のウエイトが非常に高いわけでございます。これではなかなかその時代におきまして、多額の合理的な収入を得て、家計を、経営を安定させるということについては不十分であるということにつきましては、果樹、酪農を中心とします新しい形態で入れるように、類形を整理いたしまして努力中でございます。で、御質問の生産物の流通についてどういふ指導をしておるかという点につきましては、結局、現在は、開拓者は開拓農業協同組合を作りまして、この組合を通じて生産物の処分をはかつておるわけでございますが、答申にもございまして、開拓農協はなかなか人手も少ないし、組織も弱体なものが非常に多いわけでございます。私も私どもいたしましては、そうい

うもの経済事業につきましては、極力、総合農協を利用して、もちろん開拓農協の中できりばに販売、購売事業をやっておりますものがございまして、それについては問題がないわけがございまして、これらの点について弱いものは、総合農協の販売、購売事業を利用して、いつでも流通関係の合理化がはかれればという気持ちでやっているわけがございまして。

○天田勝正君 既存の開拓農家につきまして、まず営農の確立した農家の数でもパーセントでもよろしゅうございまして、それが何ほどあるか。それから、将来、いろいろ営農改善に農林省においても努力されると言われるのですが、そこで、営農がまだ確立はされておられないけれども、しかし確立し得る要素があつて、そこで、これに對策を講ずれば十分自立経営がなし得る、こういう農家が何ほどあるのか。今言つた営農確立と、ちよつと施策を講ずれば将来確立し得るといふのを除いて、とても見込みがないという農家、こういうふうな三つになると思いますが、その三つのそれぞれの数ですね、数でなくてもパーセントでも、それがどういう比率ですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) まず営農の確立の問題に入ります前に、現状がございまして、現在、一応営農の確立とは何か、なかなかむずかしい問題がございまして、一応粗収入で開拓農家の階層別に実績を、戸数をとつておりますが、念のため申し上げますと、七十万円以上取つておりますのは、全体の戸数のうちで三割、七十万から五十万取つておりますものが七割、五十万から三十万円の粗収入を取つております

ものが二四割、こゝいうことで、その次に三十万ないし二十万のものが二六割、こゝいうのが三十五年度の実績調査から出ております。

それから今御質問のございました営農が確立しているか、あるいは確立し得る農家という問題は、あるいは答申の七ページに出ておりますところの第一類農家、第二類農家についての御質問でございまして、いたしますれば、実は答申では営農が確立しているという基準は、七ページの中ごろに書いてございまして、上記の営農確立とは次のものというところで「近傍における中庸程度の専門農家とはほぼ同一の生活水準を維持し得る程度の所得水準」ということで、答申では営農が確立しているという見か、あるいはそこまでき得るといふ意味におきまして、営農を確立し得るといふふうに見ておるわけがございまして、御質問の御趣旨が、ここにこゝの意味で現在の既入植者十四万戸のうち、どれだけが第一類に入り第二類に入ると考えるかという趣旨の御質問でございまして、実はこの答申にはこれを区分いたします基準につきまして、非常に抽象的に表現されておりました、なお行政実務的にはいろいろこまかい点を詰めて、その結果として四月から各種の調査テストを行ないまして、その割合を算定いたして参らう、こゝいう段階でございまして、現在何割がこれに当たるといふ数字は、現在のところ持ち合わせておりません。

○天田勝正君 私はこの答申を見て質問をしたわけではない。したわけではありませぬけれども、営農が確立しているといふことを、これを都会程度の

生活といふようなことにしようものなら、農家全部がともて当てはまらないといふことになつてしまふのですから、何せ一人当たりの所得からすれば、都会が一〇〇ならば、農家の就業人口一人当たりでいうならば、三一割しかなくなつておりませんから、そういうことをもつてきたのではない。まあ、たまたま今説明を聞くといふと、答申案にそういうカテゴリーがあつたといひますが、私の想像したところでも、まああ開拓地の付近の既存の農家と肩を並べられる、こゝいうところが確立したといふほかにしようがないだらう、いいというのではなくて、ほかにしようがないだらう。しかし、それに少しく政府が手心を加え、施策を行なうならば、やがてそうなるというのを私は第二のことに言つた。とてもこれは望みがなさそうだといふほうを第三番目、その比率をどうするかとこゝ間いたわけですね。しかしそれはこれから調べるのであつて、とても今のところは出ないのだといへば、これはもう答弁としては、それ以上求めてもやむを得ないと思ひます。しかし、そういう基本が調べられなければ、一体開拓農家をどうするのこうするのと議論するだけむだになると思ひます。でありますから、私は農林省において急速に御調査になるように要望をしておきます。私の見るところによれば、さつき粗収入について申されましたが、ところが上を申されたが、下のほうを申し上げますと、十五万円未満というのが二八割もあるのです。それで十五万から二十万が二〇割もある、こゝいう低収入の農家が約半数あるといふことなんです。これが問題なんです。そしてその

半数でも収益率がきつめて高いたとえば東京近郊のように、稲は作るけれども、それは正月のお飾り用に稲のからを使うのだと、こゝいうことになりますれば、わずかの金額のようだけれども、これはおそろしく収益率が高いところ、これがさつき私が指摘したように、開拓農家におきましては、豆だ、麦だ、イモだ、みんな先がもうつかえちやつてゐるものを四一割も作つておる。収益率の高い果樹だとか、蔬菜、蔬菜もこのごろは一向に収益率は高くなつてゐる、こゝいうところは三割なり六割なり、合せて一〇割。こゝいうことだから、粗収入が二十万円以下のところ、四八割も全開拓農家のうちにあつて、収益率がとても低いものばかり作つておる。それはもう想像しただけでも餓死線上だといふことだけは私は明瞭だと思ひます。でありますから、これを何とかしなければならぬ、こゝにやはりその一つ今度出ました法律の趣旨があります。資金をいささかでも潤沢に、三千万円くらいふやすのですから、あまり潤沢といふほうには入りませぬけれども、いささかでも多く、こゝいうことだと思ひます。そこでお聞きしますが、開拓農家がいろいろなルートを通じて金を借りておる、その借りておる平均が一戸当たり二十四万円、北海道では四十二万円にもなつておる、こゝいうことが私の資料にはあるのですが、これは間違ひありませんか、農林省の調べでも。

○説明員(丹羽雅次郎君) 間違ひございません。

○天田勝正君 間違ひない。そうすると、この借金と粗収入とを比べてみれば、もう明瞭に、これは立ちいかないといふことだけははっきりすると思ひます。そこでついでにお聞きしますけれども、一般の農家のほうは一戸当たりどのぐらいの借金になつておりますか、開拓農家を除いて。

○説明員(丹羽雅次郎君) ちよつと調べますが、農家経済調査によりまして、借入金金は三十五年五万円、三十四年が四万五千元、こゝいう数字に相なつております。

○天田勝正君 これは私が質問したような開拓農家を除いて、こゝいう数字じゃないでしよう。全農家の平均をやつたでしよう。だから開拓農家と既存農家とを對比するために、私は開拓農家を除いてといつて聞いているのです。それはどうなんですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 農家五百万戸に對しまして開拓農家十四万戸でございまして、平均におきます影響はあまりないと思ひます。

○天田勝正君 その借金は既存農家のほうは五万円だ、それに対する粗収入のほうはどうですか。所得がわからなければ、粗収入のほうは……

○説明員(丹羽雅次郎君) 同じ農家経済調査におきまして、これに見合います現金収入は四十七万、農業、農外含めまして四十七万七千元、こゝいうような数字に相なつております。

○天田勝正君 これはさつきの開拓農家のほうも第一種農業、第二種農業があつて、それでさつきの数字になつたのでありますから、こゝに収入において借金の量においてんでいったりきたり大へんの差がこゝにあるといふことだけは、何びとが考えても間違

いない。そういう状況だから、より一
そう私は資金を必要としていると思
う。必要としているが、しかし借りら
れない。ここに問題があると思う。だ
から本来必要とする数字を出すなら
ば、今回三千万円増とこのさたでは
なくて、何十億も必要とするになら
ないかというのを推定するならば、結
局私は金利だと思ふのです。そして
金利において手当てをしていくのが
一番近道だ。ところが、私がよく引例
しますけれども、日の当たるほうの産
業には、昨年度大蔵委員会審議した財
政投融資の中でも、一会社に一番指
し融資したのが過日本会議でも私指
しました。アラスカバルブで、二十
億の資本の会社に対して六倍の百十八
億の資金を四分で貸しているのです
ね。これはいろいろな途中の費用は要
らない。ところが開拓農家のほうをこ
の間にされた資料で見ても、どう
しても九分になつてしまふ。いろいろ
な産業の中で一番日が当たらないのは
農業、その農業の中でも格差があつ
て、開拓農家というものが一番日が当
たらぬ。一番日の当たらないほうは
高い金利の金を使って、日の当たるほう
は安い金利の金を使って、これで所
得格差を縮めていくなんていったと
ころで、これはもう針の穴に象を通す
ことよりもむずかしいことだと思ふの
だ。こういう基本的なことで政務次
官、あなたどう考えますか。

○天田勝正君 それで開拓農家に対し
ていろいろな資金が入って、政府資金
やら、改善資金やら、災害資金ある
は自作農創設維持資金、系統資金、農
林漁業金融公庫、こういうようなもの
が入って全部合せて三百三十二億、そ
うしてそのうち政府資金、純粋の政府
資金というのが百六十四億と承知し
ますが、この数字は間違ひありませ
んね。

○説明員(丹羽雅次郎君) そのとおり
でございます。

○天田勝正君 そうしますと、私がた
だいま例にあげた一会社でも百十八
億、開拓農家は十四万戸に対して政府
資金は百六十四億、一会社分と十四万
戸と額のほうはそう違ひない、こうい
うことになつてゐるのです。どうし
ても私はこれは河野さんにごへ出て
もらわなければならぬというのをは
こなで、実力者内閣のしかも右翼に
いる関係で、こういうおかしい数字は
どうも承知ができなくなつてくる。こ
の点どうお考えですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 百六十四億
は貸付残でございますが、この絶対額
は一般鉱工業と比較してお話ござ
います。これは新規に入ります人間
が、三年間にその資本の整備をするた
めの営業資金と、それから不振農家に
対しまして不振を立ち直らすための資
金でございます。毎年三十億程度の
ものを貸付を年々いたしておるわけ
でございます。毎年三十億程度ずつ逐次
出て参る金だということだけ申して
いただきます。

○天田勝正君 それでは大きな問題に
なつてきますから、しよせん政府の大

方針を伺わなければなりませんから
きょうはやめますが、念のため申し上
げておきますが、管理部長がおっしゃ
りたいことは、百六十四億というの
は今の残で、その残はあるけれども、
毎年三十億ぐらいつつ貸してゐるの
だ、こう言いたいところだと思ふの
で、ところがまるで別の数字をこつち
は知つてゐるので、アラスカバルブで
も、私が引例した百十八億というの
は、去年貸しただけなんです。残でい
えどもつとんとあるのです。残でい
ら日の当たるほうの残を言つたら、ほ
んとは私が言うところの数字ではな
くて、その差たるや、ますます開いて
しまふ。ですから片方は全部でやろう
という、片方は今現在でそれは上積み
にしていくのでございましてというや
うな答弁では、てんてきになつてしま
うから、御注意申し上げて、やめてお
きます。

○委員(橋原茂喜君) それでは、こ
こで休憩をいたしまして、午後一時半
から再開いたしますと存じます。

午後零時二十分休憩

午後一時四十八分開会

○委員(橋原茂喜君) 委員会を再開
いたします。

午前中に引き続き、開拓融資保証法の
一部を改正する法律案(閣法第三号、
予備審査)を議題とし、質疑を行ない
ます。

御質疑のおありの方は、順次御発言
を願います。

○天田勝正君 今承りますと、政務次
官も衆議院本会議の都合上不在になる
という話で、そういたしますと、委員

長に伺いますが、参事官は政府委員に
正式になつてますか。

○委員(橋原茂喜君) 説明員であり
ます。

○天田勝正君 そうでしよう。そうだ
とすれば、ますます私のほうは困るの
で、先ほど私が質問する途中におい
て、本審査になったならば大臣に出て
もらふ云々と言つたときに、どうも私
の欲目かもしれないけれども、与党
の委員諸君も大体うなずいた、こうい
ふふうに見受けたんであります。それ
で他の質疑の方もあると思ひます。そ
で、一人で占領しては悪いから午前中
でひとつ私の発言をやめておこう、こ
ういふふうにかつたのですが、そこで
お聞きしますが、この本審査の場合に
委員長、大臣出席をちゃんと配慮して
くれますか、どうなんでしょう。

○委員(橋原茂喜君) 予算委員会と
の関係もありますし、大臣の出席方に
つきましては、理事諸君と御相談申し
上げ、予算委員会のほうとも話し合い
をいたしましてきめるようにいたした
い、こう考えます。

○天田勝正君 そのあとで大臣なり
局長なりが見えた場合に、責任ある答
弁がなされると思うのですけれども、
失礼ながら説明員ですと、こちらで
も、政府が統一された見解としてかく
かく言うたということ、こちらのほう
で言うわけにはいかなくなるので
す。これが政治の常識でもあります
し、法律的にもそうなんです。ですが
ら、政務次官も今いなくなるというの
でちよつと困るのですが、それは何時
なんでしょう。というのは、大臣出
席の場合、私も議事に協力しないとい
うのじゃないので、その際の発言を短

くするために、それならもう一、二
問、この際政務次官のおられるところ
でやつておくと、こういうふうにする
ば、あとの委員長の大任並びに局長等
の出席の際の配慮にも便利かと思ふの
で申し上げておるわけです。

○委員(橋原茂喜君) 政務次官は二
時から約十分ぐらゐのことです。

○天田勝正君 それでは結構ですが、
先ほどまで開拓者については、その営
業の実態からいたしまして、いかに
も金利負担が高い、こういうことを指
摘申し上げたわけでございます。これ
につきまして、先ほど櫻井委員さんの
ほうからも、本院の決議についてい
かなる配慮をなされたかということが
質問されておりましたが、これと同様
に、私はこの際確かめておきたいの
は、去る三十五年五月十七日の衆議院
におきまして、開拓農振興臨時措置
法の一部を改正する法律案、開拓者資
金融通法の一部を改正する法律案、開
拓者資金融通法による政府の貸付金の
償還条件の緩和等に関する特別措置法
案、この以上三案について、それぞれ
に長い附帯決議が付されるわけであ
ります。このことは、政府側も十分御
承知でありましようから、何せこれ
は長い附帯決議で、ちよつと珍しいぐ
らいいろいろな要望がなされておる。
そこで、この一々を朗読するのを省略
したいと思ひますが、この衆議院の附
帯決議に対して、政府側においてはい
かなる措置をこの三十五年五月十七日
以降おとりになつたか、これを承りた
いと存じます。

○説明員(丹羽雅次郎君) 手元に三十
六年の附帯決議を持って参りましたが、
三十五年の附帯決議におきましては、開

拓審議会を作りまして、開拓問題を根本的に検討しろというのが一点ございまして、それにつきましては、一昨々年審議会を作りまして、昨年の十一月に御答申をいただいたような経過があるわけでございます。

それから、負債の個別化を積極的に進めて、開拓者の負債の条件の緩和をはかるといふ問題が中心にあったと存するわけでございますが、その点につきましては、その結果、うち三十五年の結果につきましては、先ほど櫻井委員の質問に対してお答えしたような経過でございます。

○天田勝正君 それでは、そのうちさっきの金利に關して伺いますが、最初申し上げた開拓管振興臨時措置法、これに付せられた決議の四によりますと、「営農改善資金の償還の全期間を通じ利子補給を行なうことが出来るよう措置すること。」というものがございまして、これにつきましては、何ですか期限を政府側では付したようでございますけれども、これは期限を付しても、しかしまた更新しながらずっと利子補給を行なうと、こういう方針でございまして、うかうかなんでしようか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 営農改善資金の利子補給の期間につきましては、政令の定めるところによりという形になっておりまして、午前中の審議の際の櫻井委員の御質問にお答えしましたとおり、現行政令は五年になっております。ただ、その五年目の時期が到達いたします時点は、三十八年の三月末に一件全国で一番早いケースが到着いたしますので、大部分は三十八年の四月以降でございます。したがって、

現行政令を本年中に改正いたしました、五年で利子補給が切れることのないように、農林省といたしましては関係の向きとことし中にきめる所存でございます。

○天田勝正君 それでは営農につきましては、先ほど申し上げたように、政府委員の出席の際に内閣の方針等については承知にいたします。きょうはこれでやめておきます。

○北村暢君 ただいまの天田委員の質問の、改善資金の期間の何というのですか、利子補給の政令で五年というのを政令を改正して引き続き実施する、こういうことのようにございまして、この点については、一応いいと思うのです、改善資金の返還期に入るの、これはいつでございまして、

○説明員(丹羽雅次郎君) 改善資金は元利均等償還でございまして、三十二年から借りかえと申します、返済資金に切りかえした契約が、それ返済のままとりました組合ごとに年賦で返すわけでございまして、すでにそれそれの年賦額については元利均等の返済に入っておりますわけでありまして、

○北村暢君 そうすると、この改善資金はあれですか、据置期間というのはないわけですね。

○説明員(丹羽雅次郎君) 三年の据置期間であります。

○北村暢君 三年の据置期間があるという、据置期間が終了して償還に入っているというのは、先ほどの話です、三十八年というの、三十八年というの、三十八年か七年から償還に入ってくるんだと思うのですがね、私の聞いておる範囲だけだと、まだ償還に

入ってきていないようにお伺いしているのですがね。もうすでに償還してスムーズにこれが償還されていっているのかどうか、その事情をちょっと説明して下さい。

○説明員(丹羽雅次郎君) 償還期間が終りまして、個々の組合ごとにやりましたので、三十二年から準備の整った組合ごとに契約を結びました関係で、据置期間が済みまして償還に入ったものもあるわけでございまして、この償還につきましては、スムーズに全部いっておるかという御質問につきましては、全部が全部スムーズにいかってると断言申し上げるわけにも参らない事情もございまして、特段にどう

○北村暢君 この点は改善資金に振興法によりまして一応この開拓農家の基盤ができてきたことは否定できないと思うのですけれども、この償還期限に入ってきて、これがスムーズに、今の事情ですというところとあまりはつきりいたしませんでしたが、この償還期限に入っておりますというところ、今の開拓農家の実態からいくと、簡単にこれが償還できないという傾向が非常に強かった。特に東北、北海道等の二十八年度災害等の被害によってこう

○説明員(丹羽雅次郎君) 営農改善資金の償還状況について、もう少し御説明をさせていただきますと、三十六年九月底現在で元金が三億五千万円ばかり、約定金利で一億九百万円の延滞を示しております、その償還状況は必ずしも良好とは言いがたいのでございまして、据置期間の關係で償還期に至っていないものが貸付額におきまして総額の四二%も残っておりますわけでございます。全面的に償還期に入りますのは、三十六年の十二月以降、まあ現在ころから全面的な償還が始まる、こういう態勢でございまして、それで申すまでもなく、三年程度の天災融資法では不便であるというところで、十年間で年賦で払うという制度を開拓者に限りまして、切りかえて、その十年の分の償還がようやく今の時期から始まるので、この十年間では返せないと、返え

○説明員(丹羽雅次郎君) 営農改善資金の償還状況について、もう少し御説明をさせていただきますと、三十六年九月底現在で元金が三億五千万円ばかり、約定金利で一億九百万円の延滞を示しております、その償還状況は必ずしも良好とは言いがたいのでございまして、据置期間の關係で償還期に至っていないものが貸付額におきまして総額の四二%も残っておりますわけでございます。全面的に償還期に入りますのは、三十六年の十二月以降、まあ現在ころから全面的な償還が始まる、こういう態勢でございまして、それで申すまでもなく、三年程度の天災融資法では不便であるというところで、十年間で年賦で払うという制度を開拓者に限りまして、切りかえて、その十年の分の償還がようやく今の時期から始まるので、この十年間では返せないと、返え

のところが簡単に返済ができるというような状態には私はないのじゃないか。したがって、この三年据え置きというようなものでそろそろ償還期に入ってくるというところと、これがまたたいへん問題になってくるのじゃないか。最近もうすでにそういう点が出て参りまして、北海道、東北等の冷害をこうむった地域においては、どうしてもこれがこげつきのものになつてつづいて、スムーズに償還できるような態勢というふうなふうにはなっていないのじゃないか、こういう強い要望が出てきているようにござい

○説明員(丹羽雅次郎君) 営農改善資金の償還状況について、もう少し御説明をさせていただきますと、三十六年九月底現在で元金が三億五千万円ばかり、約定金利で一億九百万円の延滞を示しております、その償還状況は必ずしも良好とは言いがたいのでございまして、据置期間の關係で償還期に至っていないものが貸付額におきまして総額の四二%も残っておりますわけでございます。全面的に償還期に入りますのは、三十六年の十二月以降、まあ現在ころから全面的な償還が始まる、こういう態勢でございまして、それで申すまでもなく、三年程度の天災融資法では不便であるというところで、十年間で年賦で払うという制度を開拓者に限りまして、切りかえて、その十年の分の償還がようやく今の時期から始まるので、この十年間では返せないと、返え

○北村暢君 そこで、そろそろ本格的な償還期に入りますが、必ずしもスムーズにいかなくて延滞等の問題がすでに出てきています。これは本格的にこの償還期に入れば、私はこの延滞というものは、問題がなお相当出てくるのじゃないかというふうな想像をする。想像するといふよりも、すでにその声か、とても払えないという声が出てきて、もうすでに償還期を目前に控えて、一体どうするかという問題が実は出てきているわけなんです。ところが、この営農改善資金は中金の金に利子補給をする、こういう建前をとって

○北村暢君 そこで、そろそろ本格的な償還期に入りますが、必ずしもスムーズにいかなくて延滞等の問題がすでに出てきています。これは本格的にこの償還期に入れば、私はこの延滞というものは、問題がなお相当出てくるのじゃないかというふうな想像をする。想像するといふよりも、すでにその声か、とても払えないという声が出てきて、もうすでに償還期を目前に控えて、一体どうするかという問題が実は出てきているわけなんです。ところが、この営農改善資金は中金の金に利子補給をする、こういう建前をとって

考えておらないわけでございます。た

○北村暢君 そこで、そろそろ本格的な償還期に入りますが、必ずしもスムーズにいかなくて延滞等の問題がすでに出てきています。これは本格的にこの償還期に入れば、私はこの延滞というものは、問題がなお相当出てくるのじゃないかというふうな想像をする。想像するといふよりも、すでにその声か、とても払えないという声が出てきて、もうすでに償還期を目前に控えて、一体どうするかという問題が実は出てきているわけなんです。ところが、この営農改善資金は中金の金に利子補給をする、こういう建前をとって

○北村暢君 そこで、そろそろ本格的な償還期に入りますが、必ずしもスムーズにいかなくて延滞等の問題がすでに出てきています。これは本格的にこの償還期に入れば、私はこの延滞というものは、問題がなお相当出てくるのじゃないかというふうな想像をする。想像するといふよりも、すでにその声か、とても払えないという声が出てきて、もうすでに償還期を目前に控えて、一体どうするかという問題が実は出てきているわけなんです。ところが、この営農改善資金は中金の金に利子補給をする、こういう建前をとって

○北村暢君 そこで、そろそろ本格的な償還期に入りますが、必ずしもスムーズにいかなくて延滞等の問題がすでに出てきています。これは本格的にこの償還期に入れば、私はこの延滞というものは、問題がなお相当出てくるのじゃないかというふうな想像をする。想像するといふよりも、すでにその声か、とても払えないという声が出てきて、もうすでに償還期を目前に控えて、一体どうするかという問題が実は出てきているわけなんです。ところが、この営農改善資金は中金の金に利子補給をする、こういう建前をとって

いるわけでしょう。したがって、制度金融ではあるけれども、中金の資金が出てくるのでありますから、直接にはその他の系統資金の経営の資金としての金融に支障はないというふうに農林省も指導しているようです。しかしながら、末端においてはそうではないのであって、やはりこの改善資金を償還しないというところ、延滞している限りはこの系統資金の一般の融資すら、実はなかなか中金は現実問題として貸さない、こういう状態にあるわけですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 御指摘のようない点が、これまで審議会等でも開拓関係の委員その他から強く主張されたわけでございます。この委員会には、中金その他の金融機関も出ておりまして、その点の問題が大いに議論されたわけでございます。中金の立場としては、支払能力が現実になくてこれが返せないというケースについては、そのように扱おうとは思いません。支払能力の認定の問題として、もう少し無理しても、例えば改善資金は返せるといふものについては、返していただく立場におきまして、ほかの貸付面ではいろいろなことを申し上げることはあるかもしれない。実際の支払能力がない場合についてまでほかの金を貸さないで、元を殺すようなことでは、返ってくる金も返らないという立場でございますので、考え方としてはそのようにやるということでございますので、私どものほうも、前向きな資金の流れをとめることによりまして、過去の資金が返せる力を失うことがないように、中金に對しましては十分指導をして参りたい、かように思っております。

○北村暢君 その指導をされるのはいいのですが、また審議会等における金の出席者もそういうふうにならざるを得ないというところ、私どももわかるし、また中金の立場からすれば、改善資金も償還できないというふうな者には、皆農資金だからといってどんな貸すというわけにはもちろんいかなだろと思うのです、金融機関としての立場からいけばですね。その点はわかるのですけれども、そういう悪循環を繰り返している限りにおいて、これはどうしてもやはり私どもは、開拓農家の経営の改善ということではできないのではないか、こう思うのです。そこで先ほどの話では、中金に利子補給をしているのも、政府資金にするのも、同じ政府として処置をしなければならぬのだから、政府資金ということに切りかえてもいいような意見にちよっと受け取れたのですけれども、そういうようなことで、開拓関係の金融というものは、もう実に複雑で、開拓者自身の資金を自分だけがだけ借りているのだから、ちよっと見当がつかないくらい、複雑なわけです。そういうような意味からいって、この資金の一本化というようにすることについては、これは前から衆議院の附帯決議等についても出てくるわけですから、そういう点からいって、今のような償還期に入つて、しかも、私どもの見通しから言えば、あの当時の災害の負債というものは、とうてい今の段階で償還といつても、延滞にこれはひとりでになつてくるのではないのか。政府の考え方では、これは均等償還でもって償還可能である、こういうふうな判断されているようにございませうけれども、東

北、北海道等の事情を聞くというところでもそれはそういうふうな形にいかないのじゃないかという想像ができるので、この資金の、振興法の抜本的改正という問題が、この問題だけではない、ほかの問題からも出てくる。まあ振興計画の問題も含めて出てくるのではないかと思うのですが、そういう抜本的な振興法の改正によつて、この営農改善資金というものを政府資金に切りかえる、こういうような考え方というものはできないものか、また、そういう検討というものはされたことがあつたのか、ないのか。その可能性というような問題について、ひとつ事情を聞かしていただきたい。

○説明員(丹羽雅次郎君) まず改善資金を政府の借金に切りかえられないかという問題につきましては、ぜひ、委員会でもそうすべしという御主張をされる方がございまして関係上、非常に議論を、かつ、委員間で検討を行ないました。私どもも事務局として当然十分検討いたしました。ただ、検討の結果といたしましては、何しろ一般の農家に対しては、天災融資法で貸したものを、開拓者なるがゆえに、新しく三十二年以降、五年据え置き十年償還という特別な制度を作つてスタートした問題でございまして、そして、ようやく返済期に入る時点でございまして、せっかく作り出した制度は、もうこれは最初からだめなんだというふうには必ずしも割り切ることにはいかぬという立場で、ともかく、もう少し実態を見ようという立場を私どもとしてはおつておるわけでございまして、ただその際に、将来の問題として、ただ実態を見るだけではないので、結

局、今後の問題といたしましては、開拓者の救済をどうするかということ自身全体が問題でございまして関係上、先ほど申しましたとおり、この問題を今後考えるにあたりましては、まず政府のほうでこれが返せるような立場で政府の借金のほうを調節するという考へで、この制度は制度として、ともかく進めてみたかどうか、こういう結論に相なつておるわけでございます。

○北村暢君 まあ、その点は無理もない点があるだろうと思うのです。まだ本格的な償還期に入つてきてないの、償還できるかできないか、まだわからないうちに切りかえてしまふということも、それは未知数の問題なんで、わからないといへばわからないだろうと思うのです。しかしながら、実情は相当深刻のようです、私ども聞いた範囲です。したがって、実態調査をされておるようでございますから、個別ごとの開拓農家全体について個別償還というふうなことで、他の面からも全体的に調査しておるようでございますから、その調査のしてきた中からは、一体、払える可能性はあるのかないのかというふうなことは、実態を見なければわからないというものでは私はなはないと思うのです。そのくらい、やはり開拓農家の問題については真剣にやはり取り上げるといふことで、何回かの国会でやられて、そして今日、償還能力だのなんだのといふものについて検討を加えてきておると思うのです。したがって、制度として、振興法によつて改善資金というものを設けておる趣旨は大いにわかるし、また、天災融資法にかわる特別措置をとつたといふこともわかるのでありますけれど

も、今言つたような、この法律の趣旨を実施してみなければまだわからないといふことでは私はないように、ほかの場合と違つて、そういう感じを非常に強く受けるし、また、実態的にも、本格的な償還期に入つてきて、一体これはどうするか、延滞になる可能性が出てくる。そうすると、中金等において實際問題として、その延滞にかかわらず、改善資金というものは考える。そういう指導をされても、實際問題として、改善資金にもまあ今度の債務保証の額を伸ばしても、實際問題として借りられないという問題が出てくる可能性がある。でありますから、この点は今まあ検討されておるようでございますけれども、早急にこの振興法の抜本的改正という問題に含めて私は検討すべきではないか、こういうふうに思うのです。

○説明員(丹羽雅次郎君) 私どもも十分この問題は検討したいと存じております。ただ、ただではございませうが、先ほどお話がございましたとおり、開拓農家の戸当たりの借金が、大体一戸当たり二十六万二千円、この中に占めております営農資金が二万円、平均値でございますから、一がいには論ぜられませんが、政府の資金が十七万円近い額をこの中で占めております。その扱いと合わせてこの改善資金を考えたという立場で、先ほどのような御答弁を申し上げた次第でございます。改善資金それ自身につきましても、答申にも、検討を続けるようにという御注意がございまして、いろいろ各方面からも御要望、御注意等もございまして、十分検討いたし

たいと、かように思っております。

○北村暢君 これはひとつ要望をしておきますけれども、今、改善資金の問題について十分検討したいということでございますから、この点はひとつ振興法の抜本改正の際に、ぜひ、ひとつ考えてもらいたいということと同時に、それができるまで、この延滞等の問題に関連をして、今度、今の法律改正案に出てきておる系統資金の融資というものの指導というものは、これはどういふうですけれども、実際問題として、末端では、実情として起こっておる問題なんです。したがって、これは、中央ではそういう指導をしておるのだから、そういうことはいいのだと、こう言っても、改善資金の延滞というものと、系統資金の中金の貸し出しというもののについては、もう明らかに関連づけられておるのですよ。そういう実態がありますので、この点については、ひとつ十分指導をしてもらいたい。このように思います。これは要望でございますから、ひとつそのように指導を十分していただきたい。

それから次に、先ほど天田委員からも出ておりますように、開拓農家の借り入れ残高について、約半分ぐらいのものは政府資金である。その中に占める開拓融資保証法による系統資金の貸し出し、いわゆる飼料購入資金その他いろいろあるわけでございますが、この保証法にかかわる借入金金の占める割合というものは、これは、どの資金よりも、一番低いわけなんです。政府資金、自創資金、災害資金、改善資金を含めて、災害資金は別として、この系統資金が一番少ないわけなんです。し

たがって、これはせっかくこの保証法があつて、二段階で債務保証をするような形をとつても、なおかつ、その資金の総額というものは約二十五億九千万ですから、三十六億程度、そういうことになつておるようでございますが、これは、せっかくこれだけの債務保証というふうな形をとつても、なおかつこの資金の需要というものがこのように少ないというのには、一体、どういふところに原因があるのか、またそれほどそういうふうな必要がないものなのか。先ほど天田委員が触れておるように、利子の問題が非常に大きな問題になつてきているだろうと思つて、それが、一体、資金がこのような状態にあるというところは、どういふところに原因があるのか、その点、おわかりになつておつたら、ひとつ説明していただきたいと思ひます。

○説明員(丹羽雅次郎君) 開拓融資保証制度によります経営資金は、前回の説明いたしましたとおり、基金に對しまして、六倍までは利用できる仕組みになつておるのでございますが、現在のところ、全国ベースでは、その六倍まで利用されておらない。大体四倍程度でとまつておるわけでございます。なぜそれが満額に利用されないかという御質問でございますが、この点につきましては、いろいろ事情があると存じまして、三十五年度におきまして、保証協会をして一応調査をさせておりますが、私どもの今一応わかつております問題としましては、まず、開拓農協といつたしましては、もよりの農協で物資を調達し得る場合には、必ずしもこの制度によらなくてもやつていけるといふ、つまり下のほうでやつていける

という形のもの、それからもう一つは、奥別に見ますと、保証基金の出資が足りないの、もう少しやりたいけれども、出資そのものが足りないから天井につかえておる、こういう形で、その県としては相当利用しておるのだけれども、全国的には、出資との関係で、十分出資を増強することによつて、利用度を増していかなければならぬといふ形式のもの、大きく分けまして、二つの事情があるかと思つて、二つでございます。私どもといたしましては、この制度は、開拓者に対し、よります資金は比較的低位でもございまして、経営資金を調達し、資材を調達する形を拡充いたして参りたい。こういう立場で利用促進のための運動といふことを、保証協会を通じて、三十六年以來やらせているわけでござい

ます。○北村暢君 ただいまの御答弁によると、六倍まで借りられるもの、四倍まで借りられるもの、二倍まで借りられるもの、そのほか資金の額というものをふやそうというわけなんです。そうすれば、四倍までしか借りていないのだという、六倍になるまで、出資しなくても資金の需要には応じ得ると、こういうふうなことになるのじゃないかと思ふのですが、これによると、資金需要というものが多くなるので、出資を増額するといふことのように思ふ。そこら辺のところ、どうも理屈が合わないような感じがするのですが、どうなんでしょうか。○説明員(丹羽雅次郎君) 先ほど申し上げましたとおり、全国ベースで、

各府県の分を、全部横にそろばんを入れますと、そういう結果になります。ただ府県によりましては、満額に利用をいたしているわけでございますが、さらに需要としてはもっと強い、したがつて出資を増せば、増した分の六倍まで、当然使えるわけでございます。全国で出資額の計算をいたしますと、さうなことに相なると思ひます。したがつて、需要の強い県におきましては、出資を増すことによつて、扱い量の中で、この資金によりますところの資材をもつと扱わせていく、こういうことでもございまして、問題は、全国ベースと府県別ベースの問題で、それから府県によりましては利用度が足りない、そういうところは、利用の組合をもつと加入して、利用組合をふやす。あるいは組合員の中で、この制度を利用しない人を利用させるようにする。そちらの問題については、そういう形で利用をはかつていく。出資が不足で利用度が低いものは、出資を増す。こういうことに分けて進めているわけでござい

ます。○北村暢君 その点は府県と全国のベースで違ふというところはわかりましたが、しかし、これは地方で債務保証して、さらに中央で保証するというシステムをとつておるのですから、そこら辺の調整ぐらい、何とかつきそうなのな感じがしますが、それが説明のよな形で一応了解するとしても、全体的に今後はやはりこの資金というものを伸ばしていくといふことを考えると、私はやはり伸ばしていくといふ感じが、開拓者関係の資金全体の問題を考へますという、どうもやはり

めには、これはベースに乗つてこないのじゃないか、そういうことがやはり相当大きな原因じゃないかと思ふのですが、天田委員も指摘しているように、大抵末端農家は年九分近いものが融資される。こういうことになりま

すという、この九分そのものがやはり問題じゃないかと思ふのです。それは開拓者の営業にこういう特別な保証制度を設けてやつても、利子が高いために運用できないのじゃないか、こういう感じがするんです。それ以外、その他の金融機関から借りておる開拓農家の借り入れ残高というものを

見まして、大体十四億程度のようです。そうしますと、この系統資金以外から借りておるというものは、これはもつと高利のものと思ふんですが、そういうもの、まあ若干あるようですが、しかしこれは一般農家から比べますと、やはり相当低い。一般の農家からいへば、系統資金その他以外の市中銀行、その他高利等から借りておるものが約三分の一程度ある。ところが開拓農家の場合は、信用の程度からいへば、そういう高利のものはない。他からの融資というものはほとんどない。こういうことになつて、政府資金というものが半数以上を占めておる。こういう実態からいって、やはりこの政府資金だけでなしに、こういう系統資金についても貸付条件の緩和、特に利子というもののについては、何か考えなければならぬのじゃないかと思ふのです。それがやはり衆議院の附帯決議にもありますように、「農林中金、農林漁業金融公庫等から貸し付けられている資金について、政府資金と併せ、債権債務の確認及

び整理を行ない、必要に応じて資金の一本化、貸付条件の緩和等の措置を講ずること。」「こういうことに衆議院の附帯決議がついているわけです。でありますから、一般の系統資金についても、政府資金と同じような形で貸付条件の緩和という処置を講ずるべきであるという附帯決議がなされているわけです。これはだれが見たって、開拓の場合、そういうことは出てくるだろうと思ふんですがね。そういうところにやはり問題があるのじゃないかというふうに思うので、この問題は金利体系全体の問題でもあるんですが、この系統資金のワケというものが消化できないでおり、しかも総体の占める割合からいけば非常に低いという点からいって、借りたものの金利が高いために、あるいは貸付条件がきびしいために借りられないのじゃないか、こういうような感じがするんですが、この衆議院の附帯決議の線から言っても、やはりこの中金等の系統資金、こういうものについても、やはり農林当局としては、今までにすでに対策として考えておかなければならなかったのじゃないかと思ふんです。ところが先ほどの説明では、改善資金等についてはいろいろの説明がございましたけれども、この系統資金についての衆議院の附帯決議についての説明というものはなかったように思うのですが、この附帯決議の趣旨からいって、一体どのように対処せられてきたか。この点について、ひとつ伺いをいたしたいと思います。

ての問題としまして、今ある金が、今定められた条件では毎年の年賦額を払い、こういう事例について新しく条件を設定いたしました、返るものをなめらかにする。そのためには、前回開拓三法で御審議いただきましたように、新たに政府資金につきましては条件緩和法を設けまして、今返済期に入っているものを、新しく据え置き五年を除き、償還期限十年というところで返してもらおうという意味におきまして、条件緩和の問題がございまして、過去に借りました借金につきましては政府資金によって個別化をし、その実態を洗い、新しく条件を設定する過程におきまして、その作業をやります過程におきまして、中金、公庫にも御参加を願ひまして、実態を一緒になつて究明をいたしておるわけでございまして、そうして公庫にいたしても中金にいたしても、業務方法書等におきまして、そういうケースにつきましては、それぞれ善処し得る道が開かれておるわけでございまして、その運用の問題として御相談を今後するという体制をとつて参つたわけでございまして、今回の答申におきましては、政府も、政府資金そのものについて、もう一度いろいろと考え直してみろというところにあわせて、公庫もそれに準じて措置を検討してみたらどうか。それから系統機関につきましても、政府、公庫の取り扱いに準じて協力求めたらどうか、こういう形が出ておりますので、私どもはこの線に沿ひまして今後具体化を考えて参りたい、かように過去の返済期に入つておる借金の問題としては、そのよう

それから前向きに仕事をしていく過程におきます資金の金利の問題でございまして、開拓者につきましては、やはり官農をスタートさせる仕事でございまして、まず官農を初めます設備の資金の問題につきましては、これは当然相応しいものでなければ、新しく農業を始めるのでございまして、これは設備等政府の金で貸す。で、その金利は、一番基本の官農資金、基本的な官農を開始するための資金というのにつきましては、三分六厘五毛という金利で金を貸しておるわけでございまして、設備資金につきましては、それから不振農家に對しまして、振興対策資金として五分五厘で金を貸しておるわけでございまして、設備資金につきましては、そこで問題は、日々の経営を営んで参りますところの運転資金の問題でございまして、この運転資金につきましては、保証制度におきましては、中金から保証をつけることによつて、じき貸しにいたしますことによつて、極力末端系統での金を使うことにより低利にしよう、そういう考え方で組み立てられているわけでございまして、現行保証制度によります借入金、短期資金、特に飼料、肥料、農業というふうないわゆる短期資金につきましては、末端金利は八分三厘九毛で手に入るような仕組みに、本日御審議を願ひしております保証制度では相なつておるわけでございまして、ただ、中期資金、三年以上の中期資金につきましては九分という数字、九分以内ということでございますが、大体九分になつておる。これは八分三厘九毛よりはだいぶ高いわけでございまして、末端で

金貸しの金を借りるよりは安く貸せる、それでもまだ高いという御批判等もございまして存じますが、この問題は今後の振興対策の問題として考へさせていただきますとして、現行制度といたしましては、運転資金につきましてもこの保証制度をとることによりまして、末端で農協から借りるよりは安い形で行く、こういう仕組みに相なつておるわけでございまして。

○委員長(堀原茂嘉君) この際、御報告申し上げます。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の二案は、ただいま衆議院から送付せられ本委員会に付託されました旨通知がありました。

○北村暢君 ただいまの答弁で、短期資金で八分三厘九毛、中期資金で九分以内、これでも他の資金よりは有利になつてゐるつもりだとまあこういうことのようにございまして、どの程度に有利になつてゐるのかとわかつた感じが、しかしこの問題はその程度の有利のなり方ではないかぬといふこととで衆議院の附帯決議というものはついていると思うのですがね。中金その他についても検討されているといふこととなんです。したがって、これは金銀的な金利体系の問題とも関連しますし、特に開拓について特別にやれといふことになつてゐると、現在のこの系統資金の金利体系では開拓の場合ベースに乗つてこない、こういう根本的な問題にも触れてくるのじゃないかと思ふのです。したがって附帯決議では、貸付条件の緩和について措置を

講ずれと、こういうふうにいっておるものであつて、今の説明の、短期の八分三厘九毛、中期の九分以内といふのであつたならば、これは従来どおりとつて、貸付条件の緩和といふことについて特別の措置として講じたといふことには私はならないと思ふのです。したがって、この附帯決議の趣旨というものが、今まで実際にはできなかったといふことになるのじゃないかと思ふのですがね。したがって、その点はひとつ明らかにしていただいて、今申したように、私はちよつと、今申したような、答弁のあつたような金利では開拓には向かないのじゃないか。まあこういうふうに通うので、ひとつ今後の方針としてはこれはやはり十分検討されて、貸付条件の緩和といふことを特別に考えなければならぬ、こういうふうに通うので、ひとつ少くも、その辺のところを少し、もう少し明確に答弁していただきたいと思います。

○説明員(丹羽雅次郎君) 三十五年には三法国会に御審議をお願いいたしましたので、衆議院では三法につきましても附帯決議を付されたわけでございまして、開拓者資金金融法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案に対する附帯決議でございまして、先ほど私が、過去の借金の払い方に關します法律にかかわる部分の附帯決議でございまして、その法律によりまして団体及び開拓者の債権債務の確認をし、整理をして、個別化をして行なう内容があるわけでございまして、その際必要に応じて資金の一本化、貸付

条件の緩和等を講ずる等の措置を講ずると、こういうことでございまして。そこで、このことにごさいます御趣旨は、政府の資金だけ緩和法によって緩和しても不十分であるから、この際中金と公庫のものも実態を調べる、まず、そうして必要があれば一本化をし貸付条件の緩和を講じろ。こういうことでございまして、先ほど御答弁申し上げましたように、まず確認は一緒にやります。それから貸付一本化の問題は、先ほど御説明いたしましたとおり、過去の借金を政府等にまとめると、たとえば改善資金等についてまとめるということについては遺憾ながらそういうことにはなっておりませんのでございします。それから個々の貸付条件の緩和につきましては、私どもとしてはそれぞれの業務方法書によりましてやれる形においてやるといふ態勢で目下進んでおりますが、審議会ではもう一歩進んで考えたらどうか、今後の問題としてはやったらどうか、こういう御意見も出ておりますので、その線によって考えたい、こういう経過でございします。

○北村暢君 この点も、まあ附帯決議の趣旨というものは、私はまあ過去の負債についての整理の問題について政府資金の条件緩和法に即して中金、公庫の問題についても検討せいで、こういう問題については、やはり附帯決議の趣旨というものは十分生かされていらないというふうに確認をしておきたいと思うのです。したがって、それについては今後まあ検討される模様でございしますから、この点についてはひとつぜひ検討をしていただきたいと思ひます。

そこで、先ほどから申し上げてい、そういう、その点からいつての金利の問題ですね。金利の問題について、やはり私は高過ぎる。したがって、今度の答申の中においてもそういうその開拓関係の官農の基本的な条件を整備するための資金の投入というものは、まあ中途半端の投入をしちやいけないうのだ、そうして資金の効果が上がるようにこれを検討し直さなきゃいけない、こういうことで答申にも出ています。したがって、今度のこの債務保証法の改正による債務収支額が増加するということについて、この答申との関係からいつて、私はやはり確かにそうだと思うのです。下手な貸し方をしまつたという、これは官農改善のための資金にならないで生活資金になつちやうて食い込んでしまつたということ、もう開拓の場合往々にしてあるわけなんです。したがって、やはりこの官農改善というものの、官農改善の基本的な条件を直すということになると、思い切つたやはり資金の投入というのを考えなければならぬと思ひます。そういう点からいつて、今度の系統資金というものが、私の貸付残高の低いということが、政府資金ばかりに頼らない段階において、これはやはり相当条件を緩和して系統資金も利用していくというものは、これは当然あるべきじゃないかとこの思ふのです。まあ政府資金として投入するよりも、まあ利子補給その他でもって非常にだぶついている系統資金を利用していくというものは、これは私はやはり一つの方法として十分考えられるべきじゃないか。その場合に、開拓の場合は今言つたように中途半端

な資金投入ではないいけないのじゃないか。その場合この系統資金というものを利用する上において、従来の経験からいつて、今の債務保証問題による貸付残高というのは非常に低いわけですから、これを飛躍的に高めるといふためには、一体もつと思ひ切つた措置というものが講ぜらるべきじゃないか。で、この答申にある中途半端な資金というものを投入することの効果というものが減殺されるということのないようにせよという点からいつて、これに十分こたえられるものなのかどううのか、そこら辺のところはどういうふうな勘案されて今度の政府出資の増額というふうなことになるのか、そこら辺のいきさつをちょっと説明していただきたい。

○説明員(丹羽雅次郎君) まず基本的な問題でございしますが、実は答申につきましては、非常に各方面にわたつた抜本的な問題等がございまして、私どもといたしましては、三十七年度にこれを行政に実施に移すためのあらゆる準備、諸調査をやりたい、やつて、これの具体化の考え方をきめて参りたいというところで、準備中ではございします。

そこで、一方、本日御審議をお願いいたしております保証法の三千万円の出資は、現行の制度で地方の保証が同時に一種の三者契約によりまして中央が保証することに相なります関係上、提案理由説明並びに補足説明で申し上げましたとおり、地方におきます出資が来年度の三月までの出資のテンポを勘案いたしますと、どうしても今、三千万円を三十七年度で入れておかないと、三十七年度の末において中央、地方でアンバラが起り、地方の金が死に金になるという意味におきまして出資をいたしたい、そのための御審議を願うというところでございまして、今御審議を願つております保証法の出資の問題は、実は毎年お願いいたしておりました、きわめて現行制度に基づく実務的な出資の法律でございします。

それで、この法律を出すにあつて答申の問題をいかに考えたかという御質問につきましては、さような次第でございします。片方はきわめて機械的な、自動的な出資増に見合う中央出資の増というところでございまして、今後、全体として開拓を立ち直らせるために、金融制度、過去の救済はいかにあるべきか、またどのように増額投資を行なうべきか、その条件はどうあるべきかという問題につきましては、この答申に基づきます四月以降の諸調査、諸テストによつてこの態度をきめて、またお諮りをする機会がその後においてあらうかと、かように存する内容のものでございします。

○北村暢君 まあ、この答申案についての抜本的な問題は今後検討せられるようでございしますから、その抜本的な検討をせられる場合は、やはり農林金融の金利というものについて抜本的な検討がなされ、ちょうど経済局長が見えてるようでございしますから、これはそつちの問題なんです。農地局をいくらか責めておつてもこれは解答は出ないと思ひます。したがって、これは全体の金利体系の問題になつてくるんですね。ですから、これはまあ大臣に質問しなけりやならぬ問題かもしれませうが、ともかく開拓の問題に関連するから特にここでお伺ひしているわけですが、けれども、どう考えてもこの金利というものは高過ぎて、今後の開拓の場合においても官農資金としては不向きであるといふふうに思ひます。これはまあ一般農家についても、実際問題として中金の金利についても高い。そのための根本的な、一体どういふふうにしてこの中金の金利というものを下げるか、そして農民に借りやすいような条件にするかという、根本的な問題だと思ひます。この点については、せつかく経済局長が見えてるから、御高説などをひとつ拝聴しておきたいと思ひます。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるとおり、開拓の問題にとどまらず、農業の金融の場合の金利の問題は非常にむずかしい問題でございしますと同時に、何とかしてこれを解決しなきゃならぬ問題であらうと思ひますのでございします。そこで、三十六年度におきまして近代化資金を作りました場合にも、一応金利を七分五厘というふうなことで押えまして、そのまゝ利子補給をしていこう、そういうふうなことで考えたわけではございします。その後はたして七分五厘というふうな金利で農協の金を流していったその場合に、農業の資本整備にこれがやれるかどうかという問題は、相当検討しなければならぬ問題であらうと思ひます。で、まあさういふ学者やあるいは農業者も入れて、その後もいづゆる農業者がどれだけの金利負担ができるのか、それからその全体といたしましてどういふ金利が適正なのかというふうな問題についても、まあさういふ検討したのでございします。何とないまして、これは全体のやはり経済のベースの問題もございしますし、それから全体

の金利水準の問題、そういう問題とも関連もございまして、それと同時に、農業の内部においてはそれじゃほんとうにどれだけの金利負担が可能かという問題になりますと、これは非常にむずかしい問題になりますわけでございます。そういうようなことで、理論的にこういうものがあるのかどうか、ここまでの金利が適正なんだというようものは、なかなかこれは出てこないだろうと思うのでございます。実際問題といたしまして、そこで、今までの経験上から、それから全体の金利水準、そういうものをいろいろ勘案をいたしまして、農業のような不利なそういう条件のものに対してはどの程度の金利になるのかやってみるか、こういう問題になるのじゃないかと思うのでございます。今までの農林漁業金融公庫の政府の直接貸しの金利にいたしまして、最低三分五厘から最高七分五厘までというような範囲で、これらもどちらかというと、私は理論的な意味のものではなくて、いろいろ業種間のバランスをとっての一応の金利体系であらうと、こういうふうにかえているのでございまして、ですからそのときどきの情勢、あるいは政策の要請等に從いまして、いろいろのものによつて金利というものはやはり調整をしていく、ある程度調整をはかりつつ適正なものにできるだけ近づけていく、こういう努力をしなければならぬのじゃないかというふうにかえていっているわけでございます。それから農業協同組合の先ほどお話のございました農林中金の金利の問題がございましたが、農業協同組合の金利の問題も、これはもちろん農業協同組合が農民の相互金融だと

いう意味からいいますれば、現在の農業協同組合の金利が安いとは申せません。むしろ、どちらかといひますれば、非常に高過ぎるのじゃないか、こういうまあものもございしますが、現在の農業協同組合の組織の問題、農協から信連、中金というように三段階、中金から返って参ります場合には、またもう一度三段階かかる、こういう農業協同組合の組織の問題がございまして、それから末端におきまして、農業協同組合が預金を吸収いたします場合には、ほかの一般の銀行との競争という問題もございまして、そういう点をいろいろ考えますと、それじゃほんとうに協同組合系統金融だから、安いコストの金が集まるかといへば、なかなかそうはいかないんだらうと思ひます。現在でも一年定期で末端では農協に資金の吸収上ある程度有利なような意味で、一般金融機関の水準よりも一厘だけ末端では高い金利を払っている、こういう状況でございまして、一年定期で末端では五分六厘、一般市中銀行は一厘差、五分五厘でございまして、ですから、その全体の一一般の市中金融よりも高い金利を払っている、こういう状況でございまして、それがまた信連、中金と、こう階を重ねていく、借りる場合には極端にいへば中金から信連、農協とこう階を重ねておいてくるというものもございまして、これらの問題は、やはり団体の全体の組織の問題に根本的には関連する問題でございまして、これは非常に大きな根本問題でございまして、けれども、今後の問題としては十分検討しなければならぬと思ひますが、とりあえずはやはり農協の合理化というものであるだけ金利を下げていく、こう

いうようなことで指導して参りたいと思つてやっておりますわけでございます。○北村暢君 今の御高説は、どうもあいまいもこととしておるようですが、とにかく今後貿易の自由化等で国際農業に太刀打ちしていくといつた場合に、欧米の農業金利と欧米の一般の市中の金利というものについてどの程度の差があつて、そして欧米先進国といへども農業金利については私はやはり相当一般市中金利よりも低い金利でこの農業金融というものがなされるような措置が、保護政策というものが講ぜられておると思うのです。そういう点からいって、今の日本の国内の金利水準全体が高いわけですから、したがつて欧米先進国と直ちに日本の農業の金融の金利水準というものを一緒にしろといつても、これは無理かと思ひます。が、しかし、私もは観点が非常に違つてあつて、欧米先進国の農業の経営規模とまた日本の経営規模というようなものからいへば、はるかにこの規模そのものが違つて、経営のあり方そのものも違つておるわけですが、したがつてそういう点からいへば、私は日本の農業というものはもつと思ひ切つた保護政策というものを加えていいのじゃないか。したがつて市中金融というものと差をつけるべきでないか、こういうふうにするのが、組合の末端の農民が預金する場合の定期の場合が五分六厘というのですから、欧米先進国の大抵の農業の金融というものは、五分くらいなところが非常に多いわけですね。ですからこれは初めからもう成り立たないような形になつておるのですが、そういうような点から勘案して、今後の金利の政策として一体どう持つていくべ

きか、ずいぶんいろいろな学者を集めて検討されておるということのようですけれども、言うべくしてこの金利と云ふのは結論がなかなか出てきていない。これはもうここ数年來出てくる問題なんです。それでなおかつまだ検討中で結論が出ない、こういう実態にあるわけなんです。したがつて、基本法も制定せられて、もうそろそろ結論が出なければならぬ。それでなければ、今後の農業政策を遂行する上に、これはもう根本的な問題としてやはり農林金融の問題が確立されなければ、日本の農業基本法に基づいて構造改善だとか何だとか言つてみたところでできないですよ。だから私は早急にやほり金融問題についての結論というものが出されなければならぬと思つたのです。そういうような点について、検討中検討中じゃだめなんで、一体やる気があつて、最近にこの結論が出るのですか、出ないのですか。もう検討中であつてしまふのか。そこら辺の見通しは一体どのように持つておられるのか。

それからまた、今の坂村局長の答弁では、その職權なり何なりによつて、条件によつてやはり勘案されていくべきだ、こういうことでありますが、そうすれば当然開拓関係なんていう条件の悪いところ、営農をやろうとするのではありませんから、この金利体系というものは一般の営農と当然区分して考えられていいのじゃないか、こう思つたのです。そういう点からいって、今申し上げました金融に關しての根本的な結論の出るの、一体いつごろの見通しなのか。また、今問題になつておる開拓金融なんていうのは、特別な扱いとして金利というものが考えられるのかどうなのか。で、一般の組合系統金融そのまのベースでいくと、資金コストその他からいって高くなることはわかりきつておるのです。したがつて、そういうわかりきつておるものではない、高いものでは処置できないのですから、これはやはり既住の開拓農家の負債というものを政府資金に切りかえるとか何とかという、統合するといふ問題も出てくるのだが、とにかく相当思ひきつた制度金融で、政策的な金融というものが考えられなければならぬと思つたのです。そういうような政策的な金融というものが考えられるのかどうか。この辺のところをどのように考へておられるのか、ひとつお伺ひしたいのです。

○政府委員(坂村吉正君) 御質問でございますが、結論はそのつどそのつど出してはいるわけでございます。先ほど申し上げましたのは、たとえば農業でどういふ金利負担ができるのかとか、どれだけの金利が農業としては合理的なのかといふことを、これを理論的につきつめて、どういふ金利水準がいいのだといふことに持つていくのは、これはなかなかむずかしい問題でございまして、そういう問題は、一面から言いますと、全体の國民経済とも、それから全体の金利水準とも関係いたしますから、なかなかそれについてびちつとした結論というものはむずかしいと思ひます。しかし、そのときどきの情勢に応じ、政策に應じまして、必要なものについては全体のバランスを考えながら、できるだけ農業に受け入れやすいような態勢の金利をとにかく作つていく、こういう考え方でい

ろいろ処理して参っているのをごさいますして、したがいまして、農業においては、一面において農林漁業金融公庫のようなそういう組織を使いまして、政府の直接融資という点を重点にいたしまして、これは進んでいるのをごさいます、それは最低三分五厘から最高七分五厘の金利で、平均利回りにいたしまして五分四厘五毛くらいになっております。そういったしますと、政府出資をいたしております農業金融というものは、平均大体五分四、五厘程度の金融をいたしている。ですから、これについても三十六年度は六百億でございますけれども、七百十億の融資額の増額をいたしているわけでございします。それから近代化資金といひますような、協同組合系統の金に政府が援助して農業金融に回すものにつきましても、とにかく今協業化であるとか、あるいは個人の農業の近代化であるとか、そういう問題が進んで参るのでございしますから、そういう情勢に應じまして、そういうものについては、三十六年度は七分五厘でございましたけれども、六分五厘まで利子補給をしていこう、こういうことを考えて、情勢情勢に應じてそういう實際的な結論を出しつつ、全体の調整をはかりながらいいものを持っているいこう、こういう努力をしているわけでございます。

○北村暢君 いろいろな処置をしているようですけれども、もっとも金融そのものは複雑で、いろいろな種類に分かれて、貸付条件が違っているというので、非常に複雑しているわけです。それですから、三分五厘から六分、七分ぐらいまで公庫資金でもある。まあ、今度の近代化資金は七分五厘だという

けれども、しかしこの近代化資金の七分五厘という場合にも、これは末端では県が利子補給をし、市町村がどうするとかいう形で、近代化資金でも、七分五厘ではないわけですよ。末端の金利にいけばこれはもっと下で、五分か五分五厘というところをやっている県が相当あることは御存じだと思ふんです。そうすると、政府で方針としてきめる近代化資金の七分五厘、それでも一分下げたじゃないか、七分五厘を六分五厘にするということで下げたことのようにすけれども、しかし実際にはやはり、実際の農民が使う場合にはそれでも高過ぎるというので、地元で県が利子補給をするなり何なりしているという実態はあるわけですね。ですからそういう点からいけば、一体この農業金利というものが、根本的にどうだろうかということでは、いろいろな種類に分かれて実際に対処してきていると、こう言うけれども、もっとやはり根本的な金融というものを、制度金融と系統金融というものを通じて、考え方というものを出すべきでないか。

で、まあ今度の近代化資金も五百億にした、あるいはそのほかの制度金融等も政府の資金ですか、そういうものもふえてきたと、こう言っておるけれども、しかしやはり農林金融全体からいえば、まだまだ、産業の規模にもよるでしょうけれども、十分に農林の金融がいつているというふうには私どもは考えられない。しかしながら、それで金がないんじゃない。系統資金としての資金源は相当ある。それが系統外へ流れていつているという実態からいっても、これはまだまだやはり金さえあれば日本の農業というものはもっともっ

と変わった形になるのだから、けれども、この資本の投下の仕方、足りない。先ほど天田委員が言っているように、一日米合弁会社のアラスカの一会社に対する政府の低利資金の融資と開拓全体の融資と、かえって開拓全体の政府資金のほうが少ない、こういうような実態にあることはもう否定できないですよ。したがって、もう日本の農業が今日のくらい立ちおくられているということは、金融面において投資をしていないということが相当決定的な要素である、私どもはそういうふうな理解しているんです。もっとやはり思い切って金をつぎ込めば、日本の農業だって、今のような形ではなしに、もっと近代化されているだろうということが言い得る。この立ちおくれを来たしている非常に大きな要素というのは、やはりこの金融面にある、こういうふうに思うんです。したがって、まあそのときどきに今言ったような結論を出してやっていられるんだと、こう言われますけれども、これでは不十分だから私どもは質問もし、今まで議論もしてきているんですよ。したがって、やはり系統金融と制度金融というものの、に対する根本的な結論というものは、やはりまだ私は出ていないと思う。それはまあ出てくるかのように言われると、これはあらためてまた基本法の線に沿って一体どうするかという、この金融面について結論を出してもらわなければならぬ。それはまあもちろん国内の一般の金利体系とも関連するんだと思いますが、そこに農業金融というものの特殊性なり何なりというものが織り込まれておるのがやはり出てこなければならぬ、ない、こう思うんです。そういうよう

な点からいって、どうも今の御高説では、私はあまりピンとこないわけですし、また開拓資金等についての特別のものは、また開拓資金等についての特別の場合を考えた場合に、一体この系統資金等の短期の八分三厘九毛なり、あるいは中期資金の九分以内というものの開拓に適當なかどうかというものが、開拓に適當なかどうかというようなことは、もうそろそろ結論が出ていいんじゃないか。そういう点について、再度ひとつ学のあるところを聞かしていただきたいと思ひます。

〔委員長退席、理事櫻井志郎君着席〕

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃるのとおりでございます。十分低利の金があるにもかかわらず、十分動いておるといふような状況であろうとは思いません。しかし御承知のように、全体の経済情勢との関連もございますので、最大限に政府の内部におきましても力をいたしまして、その低利の金が農業投資に向けられますように、情勢情勢に応じて最善のこれは努力を払って参っておりますのでございます。金利の問題にいたしまして、たとえば末端の金利、それが系統にしても、系統の金利を下げようといういろいろの努力をしております。また、全体の経済情勢いかんによつては、公定歩合を引き上げるとか、あるいは預金金利を上げるとかという、こういうようなことが突然起こつて参りますし、そういう非常にむずかしい問題もあるようなわけでございまして、そういうような情勢の中で、私どもは最善の努力を尽くして参つたつもりでございます。今後とも十分ひとつ努力して検討して参りたいと思つております。

〔理事櫻井志郎君退席、委員長着席〕

○天田勝正君 関連。北村さんからいろいろ金利のことを言われました。なかなか期待する答弁が得られない。これは政府は政府の考えがありますから、やむを得ないといえませんが、すけれども、私も私はその金利体系の結論というのをえらくむずかしく坂村さん頭がいいから言い回しておるんだけれども、もっと簡単に考えられないか。それはつまり他の経済情勢云々と言われるけれども、他の経済情勢があればこそ農林金融は低金利でなければならぬという結論にどうしてもなると思ふんです。それは所得格差はますます広がるという状態にあるし、三十五年見ても非農林業における就業者一人当たりを一〇〇とするならば、農林就業者は一人当たり三一％しか所得がなない。その格差を縮めようというのが、今の政府の大方針であろうと思ひます。それに基づいて農業基本法も出ておるといふ理解なんです、私どものほうは。そうだとすれば、この農業のほう日が当たらないことは他よりもおびただしいのであるから、当然他の産業に回す政府資金よりも安い金利でなければならぬ、こういう大ワクは私はどうしても出てくると思ふのです。そういうしますならば、おそらく今七分五厘云々というお話がありましたけれども、政府資金を投入しておるところの金利で、農業金融が一番金利が高いということにどうしてもなりやしませんか。それがおかしいじゃないですか。その一つの例として、昨年の臨時国会における産投は百八十億ですね、その百八十億の使い方は、一会社であ

るアラスカ・パルプという二十億円の
資本金の会社に対して百十八億回し
た、それが四分だ。そうなればもう開
拓者はなおさら農業者のうちで日が当
たらなないのでありますけれども、しか
し開拓者を含む農業者といえども、そ
ういう政府金融よりか安い金利がどう
しても出てくるはずだ。また造船につ
いてもそうですね。これはプラント輸
出になっておるからですが、おそらく
高くても五分五厘であります。それか
ら比べれば、なるほど三分五厘もあり
ますけれども、農業者のほうの三分五
厘もあり、それは林道などという
ものは、しかし、これはごくわずかで
しょう。あるいは中金においても土地
改良というようなものは三分五厘とい
うのがあります。しかし、これは全体
からいへば問題にならないほど少な
い。ただそういう数字があるから、答
弁としては上のほうと下のほうをいっ
て平均がとれたようなことをいうの
だ。これはどうも坂村流の頭のいいと
ころをやったのだけれども、こつちも
黙って見ているわけにいかないのだ
す。ですから、あなた自身もおかし
いと思つてゐるのだ、あなたほどの頭
のいい人が今のうちに日の当たるほう
が安い金利で、日の当たらないほうが高
い金利でいいと思つてゐるはずがな
い。ないのをこそを言い回すものだか
らだんだんおかしくなるので、私は
だからどう考へても、政府金融利子補
給、いろいろな処置ありますけれども
も、そういうものをしたのだから今
の近代化資金、末端の農民が使う資
金、それよりも高いというのはいつで
もありませんか。ないでしょう。私の研
究ではないのだ。これはおかしくあり

ません、どうです、坂村さん。
○政府委員(坂村吉正君) 先ほど御指
摘でございました輸出銀行から出ま
すものにつきましては、御承知のよう
に非常に金利が、四分五厘から、輸出
の場合には四分から七分、それから輸
入の場合には四分五厘から七分五厘、
そういう特別の金利をやっております
が、国内のものにつきましては、たと
えば開銀の場合におきまして、一般
のものは八分七厘、これは完全に政府
の融資であります。それから特別の
のに対して六分五厘、こういうふうな
ものでございまして、平均コストは、
平均の金利は加重平均いたしましたも
相対高い数字でございまして、それから
北海道開発公庫、これは政府の直接融
資でございまして、政府機関の融資で
ございまして、これも八分七厘でござ
います。それから中小企業金融公庫、
それから国民公庫、これは一般に九分
でございまして、そういうふうな点から
見まして、私も農業者が国内のいろ
いろの産業の融資に比べて農業者は
ついてはとにかくほかのものよりは安
くしよう、こういうふうに努力してい
るわけでありまして、で、公庫の場合に
は三分五厘から七分五厘といひました
が、実際の中身の平均は五分五厘五毛
くらいに回つてゐるわけでありまして
から、大体そのくらいのもので、五分前後
で見ているのじゃないかというふうに
考へるのでございまして、そういう点
からいいますと、国内的には農業に
ついても金利というものは、できるだ
けほかの産業よりは下げるといふ努力
をして参つておるのでございまして、
それが十分ではないかもしれません
し、それからまたどこまで下げれば、

農業に対してほんとうに適正なんだと
いう問題につきましては、これはなか
なかなむずかしい問題もございするの
で、簡単にこれでもいいのだとか、ある
いはというふうなわけには参りません
けれども、そういう状況で私も努力
をしてゐるということを申し上げたわ
けでございまして、御了解いただき
たいと思ひます。
○天田勝正君 他の日の当たるほうと
ただそれと金利を比較したのでは、
あなたのおっしゃるようなものもあ
る、そういうものもある。だけれど
も、それ以下のものもある、それを除
きますとこうこうだという説明をする
からそうなんだ。それを除いていかに
ぬ。低いものもあることをいって、ま
たそういう七分五厘以上のものありま
す、こういう話でなくちゃ困る。そつ
ちを低く貸してゐる、これを除いて言
いますとこうこうです、そう言うので
は困るので、あなたもお認めになつて
おるうちに、他の金利よりもどうして
も低くなくちゃならぬ、これだけは私
は明瞭だと思ひます。それで、どだい、
これは農林大臣が来たときに指摘しよ
うと思つたのですが、もともと日本の
工業がこれだけ発達したといふのは、
明治初年の税負担を見てわかるはず
ように、七五割といふのは地租です
よ。地租といふものは、いつて見れば
百姓が納めたものです。それで官業を
払い下げたり、鉱山を払い下げたり、
土地を払い下げたり、三菱原がビル街
になつちやつたりしてゐるのですが、
そういうことで、当時今のような制度
がないから、たいていのあれには、財
閥という言葉がいいかどうか知りませ
んが、その当時の政商みたいなものに

ただ貸してゐるのです。私はそれを
知つてゐる。ただ貸してゐますね。そ
れから比べれば、そういう工業育成の
土台になつたのだから、農家のほうへ
は今ただ出してゐるのですよ。元が
返つてきさえすればいい。それを、た
だ時代といふものはおそろしいので今
日通らないと思ふのだよ、私が言うだ
けで、初めのうちに植民地を獲得した
国はもういいことになつちやつて、あ
とのほうで植民地を獲得したのだけは
悪い、こういうことになるのと理屈は
同じですよ。明治初年はやたらただで
金を政府は回しましたよ。天下の糸平
なんかはそれができたことはそれは明
瞭なる史実なんです。お金を回したの
は大隈重信、当時の大蔵卿の。そうい
うことで日本の財閥形成といふものが
あるのですよ。これは幾ら私が学がな
いといつたつて、ちゃんとそれくらい
のことは心得てゐる。だから、今やそ
の犠牲になつてえらくアンバランスに
なつてきてゐる農業者に対しては、元
さえ返るならば、ただで資金を供給し
たつてもいいのだけれども、残念なが
ら時が違つた。それであるから今の最
低の線である三分五厘で押さえるべきで
ある、こういう根本的な考えに私は政
府が立つてもらう以外に、この金利問
題を解決する道はない。これを解決し
なければ、幾らつぎ込もうとも、今度
は近代化資金を貸したいになつちやつ
て、とうてい処置がつかなくなる、こ
ういふことです。いかがですか、こ
ういふ考えがあるといふことをどう考
へになりますか。
○政府委員(坂村吉正君) お説のと
お、安いはうがそれは農業にとつては
いいと思ふのでございまして、全体の

ことも考へながら十分ひとつ努力を
して検討をいたしたいと思つており
ます。
○天田勝正君 お説のとおりだけでや
めておけばいいけれども、しかしなが
らといふことで別に持つてゐたので
はどうも……
○清澤俊英君 畜産局ね、この間僕
は資料を頼んでゐたと思ふのだ、開拓地
に対する資料を。ことにそれは限られ
た根拠、北上等において脱落した、短
期の間に脱落した入植者があるはず
だ。その数と脱落の理由が何であつた
か、これをひとつ資料で出していただ
きたいと言つたが、出せるのですか
きないのですか。きようはあてにして
いたのですが、来ていればそれでいい
のですが。
その次に、今の非常にめんどろな金
利問題の論争の中へ入つてきて、こ
ういふことを言うては工合悪いかわ
りませんが、三年前の保証融資の増大
について乳牛の導入を一つ加えられ
たのです。これはどういふわけであ
つたか。それはどこに必要性があつた
か。他のいろいろの施策の中で当然そ
れは導入する方法があるものでしょう。
それをわざわざこゝへ加えられた、こ
ういふことがどうもわからないです。
それで大体保証協会で貸し出した
金が今までどういふ方面に流れてお
るのか、それをちょっと調べたもので
あります。もしあつたら、私は耳が悪い
から書いたものでしょうだと思ひます。
きようでなくともいいです。
○説明員(丹羽雅次郎君) 開拓者融資
保証制度は、開拓者の農業経営に必要
な資金を保証もつて流すという仕組

みでございまして、本来は肥料とか飼料とか農薬とか種苗とかいうものを中心に仕事をいたしておるわけでございしますが、それ以外にも経営に必要なものとしての農機具とか中小家畜とかにつきましては、在来からもこれを保証の対象にいたしておたのでございします。乳牛につきましては、私は先ほど来の金利の御意見等もございしますが、設備資金の相当な額たるものでございしますので、先生御指摘のとおり、政府の金、つまり開拓者資金というやうなものでこれを融資することが、金利の面からいまして、期間の面からいっても適当だと、私も実は存じておたわけでございしますが、三十六年にこの保証法の審議をいたしました際に、衆議院等で乳牛も扱えるやうに業務方法書を改定したらどうかという附帯決議がございました。私もたしなましては、附帯決議を尊重する立場で、補完的な意味におきましてこの制度でも乳牛は扱えるという道を相当努力をいたしまして作つたのでございします。基本的には先生おっしゃるとおり、本来の開拓者資金なり何なりで、基本的な資金は貸すべきものである、かような考えを私も持っておりますが、補完的に扱える道を開いたというところでございします。それは衆議院等の附帯決議等を尊重してやつた、こういう経過でございします。

○清澤俊英君 それだとすると、三千万円でちよつと少ないのじゃないですか。乳牛三千万円全部使つて何頭くらい……、ほかへ回さぬで全部ですよ。ほかへも回さぬでしよう。その比率はどのくらいになるのですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 三千万円の

出資をいたしますのは、提案理由説明で申しましたとおり、地方におきまして出資が伸びますから、保証をいたします関係上三千万中央の基金を作ろう、こういうことでございまして、すでにきております六億近いそれぞれの基金がどの方面に利用されるかということに相なりますと、後ほど資料でお出しいたしますが、何と申しましても保証実績は圧倒的に肥料、飼料でございします。三十五年度の状況を見まして、十六億は肥料でございまして、えさが一億でございまして、本制度は大體農家が春肥、秋肥を潤沢に手に入れます場合において最も働いておるわけでございまして、その他は特定の地域で特にこれもやりたいというやうなところに使われるわけでございまして、したがって、乳牛等はきわめて補完的でございします。したがって、三千万円を乳牛にすぐ使うというふうな考え方はございしません。なお念のため、三十六年度から乳牛を保証制度で保証する道を開いたわけでございしますが、十二月末の実績では群馬、静岡、新潟、島根、岡山、福岡の六県で二千八百万円程度でございします。かりに十三万とすれば二百二十頭程度でございします。先ほど来申し上げますとおり、きわめて補完的な制度としてこれを扱つていく考えでございします。

なお、御要望の保証制度の資金の種類につきましては、後刻資料で御提出いたします。

○清澤俊英君 このもらいました表の据置期限は大体これは五年でしたね。そうでなかったですか。これは三年でしたか、五年ですか。今もらいましたこの分の何は据置期間は何年になつて

いますか。三年でしたか、五年でしたか、パイロットの。

○説明員(丹羽雅次郎君) 御質問の御趣旨が、お手元に配りました資料は機械開墾地区におきまして入植者の離農者の数と原因を資料として出すやうにという前々回ございしました御要望の数字でございしますが、御質問の趣旨が機械開墾地区に入りまして人間に渡す基本営農資金の据置期間はいつかといへば、原則として五年でございします。

○清澤俊英君 五年でしよう。そうしますと、ここにはいよいよ償還期限の来ているのが、三十一年のは来ているわけですね。三十一年は来ているわけですね。第一年度は、ここには大体上北地区だけは一割まではきておりませんが、床丹第二地区のごときは約一割、この中には返済に對する何から営農意欲を失つたという中にそれが相当含まれてゐるのじゃないか、こういう話があるのですが、この点はどうかなんです。営農意欲を何で喪失したかという点、この状態ではどうしてこれから先数十年の間金を払いつつ営農を続けられない、こういうことでもう第一年度に相当の脱落者ができている、こういうことになるのですがね。この点はどうなんですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) その資料にございしますとおり、現在入植戸数、たとえば上北が三百三十九、床丹第二が百八十七というふうな、それから備考の註に書いてございしますとおり、離農した跡にはそれぞれ適當なる入植者が入れかわつて入つておまして、計画どおりの入植者が現在ここで営農しているわけではございします。その中

で上北で申せば十戸の方々がいろいろの事情で、たとえば本人がなくなられたとか、御家族だけではやっていけないというやうな意味で出られたとかいうものと、営農意欲喪失という報告でございしますが、六戸ほどあります。あの地区ではとても営農がやっていけない、融資その他の関係でやっていけない、融資その他の証拠ではないかという御質問の御趣旨でございすれば、私も三百数十戸の農家の中で、六戸程度の方がやむを得なく出られたのは、そういう一般論以外にも個別の御事情もいろいろあつた、こう考えておるわけでございします。

○清澤俊英君 私はわざわざこういうごめんどやうなお手数をかけましたことは、結局基本法にいう自立農家というものに對しての考え方、同時にこれほど手数の多かった、国が徹底的な力を入れたもので、これだけの第一年度の償還時期に入つて脱落者が出る、一年です。あとから入つたとか入らぬとかかというのとは、これは別なんです。かわりが入つたとか入らぬとかかということは別ですが、こういう脱落者が出たという点については、非常な考え方を持たなければならぬ。いわんや、今問題になつた金利等の問題を中心にした開拓農業というものは、審議会のほうで第一番に答申せられたやうに、人口の、失業者の救済と食糧不足のため、不用意といひますか、何か知らぬけれども、どんなそつちのほうに向けていった。これは島流しじやない、山流しをやっているのだというんです。そういうものをこれから正常なものに返すというためには、これだけの金をかけて、これだけの準備をし

て、これだけの用意をして、これは訓練までして入れたんですよ。それでこれだけの脱落者が出ている。しかし、私は開拓農業というものは困難性を持つんじやないかと思う。しかるに、不用意に失業者が東京のまん中にやわやと出てきたならば騒動が起るから、何でもいひ、そこの山へ行つて、ひとつ君ら耕して食べなさいという失業対策と食糧対策を中心にして、この答申には一番先にそれが書いてあるじやありませんか。そういうやり方をして、今まあ開拓は失敗したというわけだ。私は、大體に失敗したという意見だ。こういうやり方に対して、これから答申に従つて調査しますとか何とか、私はおかしいと思ふんです。元來、政府資金の延期の問題のときもそうだった。棒引きにしなさいというのだ。だから、その点については、やはり答申にも棒引き、たな上げその他でもつてやつていくというやうな方針を出しなさいというやうなことが書いてありますが、だからもう少し金利等に対して、坂村さんなども一般が一般がと言つたが、これは一般ではない、特例です。大きな特例なんだ。敗戦のあとの特例ですよ。何も地主さん方に二十億の融資をして助けるなんということよりは、こつちのほうが先じやないかと思う。この開拓者自身のほうをしていかなければならぬと思ふのです。これで今入つてゐる十四万何千人が全部やつていけるという目安がつきますか。まだ相當の数が脱落してくるんじやないですか、だんだん。そういう旨のこともちよつと書いてあるようです。まだ全部読んでおりませんが、さつきもらつたばかりだから。私は、

そういう点に対して全く不満にたえないので、いずれ委員長、農林大臣にひとつ出てもらって下さい。こんなばかな話はないですよ。こんな施策をとっていったら革命が起きますよ。いろんなのが飛び上がって出てくるのもあたりまえの話だと思ふ。ばかげたさかさまな仕事ばかりやっている。答弁要りません。私はこれで終わります。

○北村暢君 私は先ほどの午前中の質問で、答申についてずっと質問しようと思つたら中断されてしまいましたので、ああいふ資金の問題に入ってしまったのですが、ここで、もう時間は取りませんから、ごく簡単に、今後の営農の振興対策の問題で簡単に伺ひしておきたいと思ふのですが、この答申にもありますように、営農振興計画については、この改定をして、抜本的に実行可能な新しい営農振興計画を樹立したい、そういうことが出てくるわけなんです、これは振興法の制定された過程において、非常にこの開拓農家はあつて振興計画を出したところが、それがその過程において修正をしたというのを申し入れても、なかなか修正を認めないというように、非常に資金その他の中で窮乏な形で、いわば一つのワケをはめて、振興計画というものを作られたような感じが非常にあります。したがって、今日になって見れば、基本法も制定されて、この構造改善というように、この構造的な改善をしなければならないものは、抜本的に改正をしなければならないというところは、この答申の言っているところだと思ふのです。非常にそういう点が、何か押えられてきた振興計画だ、こういうふうに理解する。あの程

度のもので、既入植者の営農の振興というように、これはできないのではなからうか。したがって、振興法の抜本的な改正ということから関連しますという、営農振興計画そのものを再検討すべきだ。答申にもそういうふうになつておりますが、この点については、この答申を尊重せられるというところのようです。したがって、先ほど申しました既入植者の負債の問題とこの振興計画、こういうものから考えますと、振興法の抜本的な改正ということ、当然考えられなければならない、このように思ふわけでございますが、一体それに対して、今度の提案理由の説明の中にも、振興対策の改善対策として、三十七年度に千三百萬円の予算でもって予備調査をする、こういう予算を取っているようにございませう。農地局関係の予算書を調べますと、私もこの千三百萬円は、予算書でもちよつとどこにあるかわからないが、とにかくそういうふうな提案理由の説明がされている。したがって、この予備調査が終了した後に、この振興法の抜本的改正というものをやろうとせられるのか、そしてこの調査というものは、来年度の予算の編成に間に合つて、この振興法の抜本的改正というものが考えられるのか、こゝら辺の現通しについてひとつ御説明をお願いしたい。

それからまた、今のようなこの予備調査をやるといふようなことでございしますから、どの程度の期間をもつて、振興目標というものを完了しようかというふうなことが出てこないのかもしれない、考えられども、大体五年とか十年とか、考え方としては出てくるのじゃないかと思ふのですが、一体どのような期間を目標に置いて、この抜本的な振興というものを考えようとしているのか。これらの問題について、どの程度の農林省内部の論議というものがなされているのか、こゝら辺の事情をごく簡単に説明していただきたい。

○説明員(丹羽雅次郎君) 答申におきましては、今御指摘のとおり、三十二年の振興計画がきつめて拙速のうちに作られた、極端にいうと開拓者自身と足がついてない面もあるというふうな意味におきまして、これはどうしても今度作るものは慎重に、かつ十分足のついた、開拓者自身と密着した、実行可能な案でなければならぬというところ、それからそれを拙速でやらないという点、それからその基準として、新しく振興のための設計を考えたかどうか、こういうふうな主要点があるわけでございます。したがって、これらの問題を整理をいたしまして予算に反映し、要すれば法律を改正いたした、慎重な調査が要するという立場に立ちまして、私もこのように立てまして、三十七年度予算に千三百五十萬円を計上いたしまして、一つには、全開拓者に対して毎年やっております実態調査を補完をして、より多くのデータを集める。それから全国におきまして二百ばかりの地区につきまして、その土地を新しく振興改善させるためには、どういう標準設計を立てたら一番合理的であるかという角度から、予備テスト的にその二百地区について現実になつてみて、いろいろ

と問題点を整理し、あるいはこれを全国的な予算に伸ばして参ります過程の基礎資料を集めて参りたい。それからそれらの地区については、その計画そのものにつきまして標準設計に基づいてその地区に当てはめた場合に、具体的にその地区の農家の区分と振興計画の内容とか、行政府におきます審査のやり方が独善、失敗に陥らないためにはどういう機関が入つてこれを審査したらよろしいかという具体的な問題も、この二百の地区を中心にして参りたい、かような考え方でございします。したがって、この時期はそれではどうかということでございますが、今私どもはこの予算執行、あるいは予備調査の実施のための具体案を鋭意練つておりますが、予算は大体九月ごろからだんだん大蔵省との折衝にも入る事情もございしますので、できるだけその前に各種の資料をまとめて三十八年度予算に具体化して関係方面との折衝に入りたい、かような考え方でございします。それで、もしかりにそのような内容のものが政府の施策として発展したと参るといたしまして、それらをどういうふうなやつていくかというところにつきましては、答申におきましては、引き続き立ちました計画はのんびりだらりとやらないで短期間にあげると、少なくとも五カ年間で当該地区はあげてしまふ、こういう思想のもとに七ページに五カ年で完了することを目標とするという趣旨の言葉があるわけでありまして、全体を慎重にやるといふこととのかね合ひ等もございまして、それでは全地区を何年間で終えるかという問題については積極的に触れておらないわけでございます。

れておりませんで、当初は受け入れの整備された地区から、順次手を着ける等の方法をとるといふことでございします。要するに地区別に計画をマスターいたしましたら、だんだん拡大していくという意味におきまして、全体をいつに終えるかというところは、極力最低期間にあつてという立場でございます。これにつきましては、何年間で全部終了しようという角度の点においては、まだ決定はいたしておりませんし、答申もそこは限定をいたしておらない次第でございます。

○北村暢君 そうしますと、今の標準設計というのは、この二百地区をとって標準設計をやるといふのは、これは営農類型のものを設計をする、そういう趣旨のもので、しかもその二百地区の調査をなるべく早く完了をして、三十八年度予算編成に間に合はして、振興法の抜本改正等も折衝したい、こういうふうな理解してよろしいですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 目下その線で努力中でございます。

○委員長(梶原茂嘉君) 他に御発言もないようですから、本案につきましては、本日はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時五十五分散会。

三月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本菓子に対する沖縄の輸入課税改正等に関する請願(第一五三〇号)

一、昭和三十七年度、ん菜生産者価格改定に関する請願(第一五三一

号)

一、酪農の窮状打開に関する請願
(第一五四〇号)

一、農業協同組合合併助成法の援助
措置を同法制定前の合併組合にそ
及適用するの請願(第一五四一号)

一、農地及び農業用施設災害復旧費
補助金の年度内交付に関する請願
(第一六二二号)

一、農地法の一部改正に関する請願
(第一六二三号)

一、農林水産施設災害復旧事業費
国庫補助率引上げに関する請願
(第一六二二号)

一、臨時肥料需給安定法等廃止反対
に関する請願(第一七四二号)

第一五三〇号 昭和三十七年二月十
六日受理

日本菓子に対する沖繩の輸入課税改正
等に関する請願

請願者 大阪府西區北堀江通り
二丁目日本菓子保稅工
場協会内 木戸協栄太
郎

紹介議員 大川 光三君

沖繩の菓子製造が文化の発展とともに
復活し、日本菓子業界の技術提供等
により順次進歩向上するにともない、日
本菓子は品種的に輸入が削減されるこ
ととなったが、さらに日本菓子の輸入
に対し砂糖五十パーセント以上使用し
たものには、課税を倍率の四十パーセ
ントに改正してきた。一方沖繩の承認
工場で製産される菓子は、最近日本に
相当輸入されているが、これは無税で
輸入を認められており、日本菓子業界
は常に圧迫されたまま放置されている
から、沖繩向け輸出の日本菓子に対す

る沖繩の輸入課税を従前どおり、砂糖
使用比率いかにかわらず二十パー
セントに引きもどすよう、琉球政府と
交渉せられたい。なお、この要望が実
現しない場合には、沖繩から日本に輸
入される菓子に対して衛生糖度等の厳
密なる検査及び数量の制限(年間六百
トンまで)を行なうとともに、砂糖五
十パーセント以上使用した菓子には四
十パーセント、それ以下のものには二
十パーセントの関税を課すよう、措置
せられたいとの請願。

第一五三一号 昭和三十七年二月十
六日受理

昭和三十七年度、ん菜生産者価格改定
に関する請願(一八八通)

請願者 北海道河西郡更別村長
菅野博外七千八百九十
六名

紹介議員 岡村文四郎君

甘味資源自給のために、ん菜の増産を
国策として取上げた政府の、ん菜作付
長期計画に基づき、北海道当局をはじ
め市町村並びに農業団体、農民組織に
おいても積極的に耕作奨励を行なつて
いるが、昨年の例を見ても本年はいず
れも市町村においても計画面積の達成
は危ぶまれるに至っている。このこと
は、ん菜の価格が昭和二十九年以降八
割年もすえおかれたままであることで
あつて、ん菜生産者価格は再三再四に
わたる値上げ要請にもかかわらず、今
日まですえおかれていたことは生産資
材、諸物価、公共料金の相つぐ値上が
りの中で、てん菜耕作の採算がとれな
いため耕作意欲が著しく減退してきて
いる。従つて昭和三十七年度、ん菜の
価格はトン当り七千円を要望し、ここ

に耕作者一同価格の改定を期するまで
てん菜耕作契約の中止を申合はせたい
うな現状であるから、昭和三十七年度
産てん菜最低生産者価格をトン当り七
千円に改定し、二月中に告示されるよ
う善処せられたいとの請願。

第一五四〇号 昭和三十七年二月十
六日受理

酪農の窮状打開に関する請願(七百九
通)

請願者 埼玉県本庄市西富田四
六九 新井祐治外七百
八名

紹介議員 大泉 寛三君

酪農の現況はきわめて憂慮すべき状態
であるから、(一)生産費並びに所得を
補償するために、(1)生産者乳価をキロ
あたり四十五円とすること、(2)乳価の
基準設定にあつては、農民の労働賃
金を正しく評価し、米価算定基準賃金
たる一時間百六円を、一頭について必
要とする一日の労働時間を二時間とし
て加味すること、(3)現況市乳の価格構
成上における生産者価格の割合は三十
五ないし三十六パーセントに過ぎない
が、必要経費を考えると、あまりに
も少ないから、最終市乳価格の五十
パーセント程度の割合金額を生乳生産
者価格として確保できるよう指導する
こと、(四)酪農経営安定のために、(1)
政府手持低質大探麦七万トンを即時実
需団体へ放出すること、(2)専管、増産
ふすまの実需団体への放出を大幅
に拡大すること、(3)飼料需給安定法並
びにその行政措置を実施農民を対象と
した適切な運営が行なわれるよう改
正すること、(4)農業近代化資金につい
ては、酪農の資金需要の実態に鑑み、

年利三分以下、償還期限を二十年とす
ること、(5)飼料審議会、酪農審議会、
畜産物価格安定審議会の各委員の任命
にあつては、酪農民を選任すること
等万全の施策を講ぜられたいとの請
願。

第一五四一号 昭和三十七年二月十
六日受理

農業協同組合合併助成法の援助措置を
同法制定前の合併組合にそ及適用する
の請願

請願者 岡山県上道郡上道町東
平島一、三一七上道農
業協同組合長 藤原三
二外二名

紹介議員 加藤 武徳君

農業協同組合合併助成法の制定にあた
り、この法律制定前五箇年以内に農業
協同組合整備特別措置法による行政庁
の勧告をうけて合併した組合に、同助
成法の援助措置をそ及適用するよう強
く要請した結果、農業協同組合整備特
別措置法に基づいてすでに合併した組
合に対し、合併の成果を維持向上させ
るために特別の助成措置を講ずべき旨
の「農業協同組合合併助成法に対する
附帯決議」が行なわれたが、その後
における国の施策実施の面において、同
助成法に対する附帯決議が具体化され
ず、はなはだ遺憾であるから、この附
帯決議の趣旨に基づき、同助成法制定
前にすでに合併を行なつた組合に対
し、同助成法に規定する援助措置を、
そ及適用する措置を講ぜられたいとの
請願。

第一六二二号 昭和三十七年二月十
九日受理

農地及び農業用施設災害復旧費補助金
の年度内交付に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永
田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

現在災害復旧事業費の割当ては年度を
越すことが多く有様であるが、これは
あくまでも年度内に実施せられたい。
農家は生産手段としての施設復旧は寸
刻も放置できず、市町村としても農業
生産力減少の看過するわけには行か
ないので、やむなく市町村費の立替え
による指令前施行をなすことになる関
係上、貧弱な市町村財政をいつそう窮
地に追いこむ結果となつていから、
これらの事情を十分に勘案されて、災
害直後の国会においてこれがための補
助予算を計上するか、あるいは予備費
からでも支出するかの手段を講じ、農
業生産力の増強と市町村財政の健全な
運営に支障のないよう取り計らわれたいとの請願。

第一六一三号 昭和三十七年二月十
九日受理

農地法の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永
田良吉

紹介議員 田中 茂穂君

現行農地法によれば、市が道路開設ま
たは管造物の設置、その他公共事業等
の施設にあたり、農地を取得しあるいは
権利の移転等を必要とする場合、法
第三条並びに第四条、第五条に基づき
県知事の許可をうることになつてい
るが、これは相当な日時と手数をかけ、
その時期を失するなど、最近の都市発
展上大きな障害となつていから、後
進都市の伸展を円滑に促進するため、

今後市において農地の転用または農地に関する権利の設定、移転等が必要となるときは、国または都道府県及び都道府県知事に準じ、その許可を必要としないう、すみやかに農地法の一部を改正せられたいとの請願。

第一六二二号 昭和三十七年二月十九日受理

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助率引上げに関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂徳君

毎年災害を受ける同一地域の農家は、復旧のため毎年多額の経費を要し、同一農地集団化も進んでいない現状から同じ年に数箇所の災害復旧経費を支出する場合が相当多いため、目的税として徴収する水利地益税の納入も滞りがちとなり、いさかい市町村の財政に圧迫を加える結果となつてゐる。また、農業用道路や橋に対する水利地益税は、きわめて特殊なものを除いては関係者以外の者の通行量が多く、徴収困難なこと等から、これを補てんするための市町村財政はほとんど余力がないという実情であるから、農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助率を引き上げられたいとの請願。

第一七四二号 昭和三十七年二月二十二日受理

臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願

請願者 滋賀県滋賀郡堅田町仰木 中川正二外六百九十四名

紹介議員 村上 義一君

政府は肥料二法の廃止と肥料工業振興法案（仮称）の今国会提出を予定しているとのことであるが、伝えられる新法案は肥料生産業者の保護に重点を置き現行法の趣旨である農業者保護の立場を没却するものであるから、臨時肥料需給安定法ならびに硫酸工業合理化及び硫酸輸出調整臨時措置法の厳格な運用を図られたいとの請願。

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月十九日）
- 一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月二十二日）

昭和三十七年三月十二日印刷

昭和三十七年三月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局